

# ＜前期＞共通プログラム

## 【講義①】

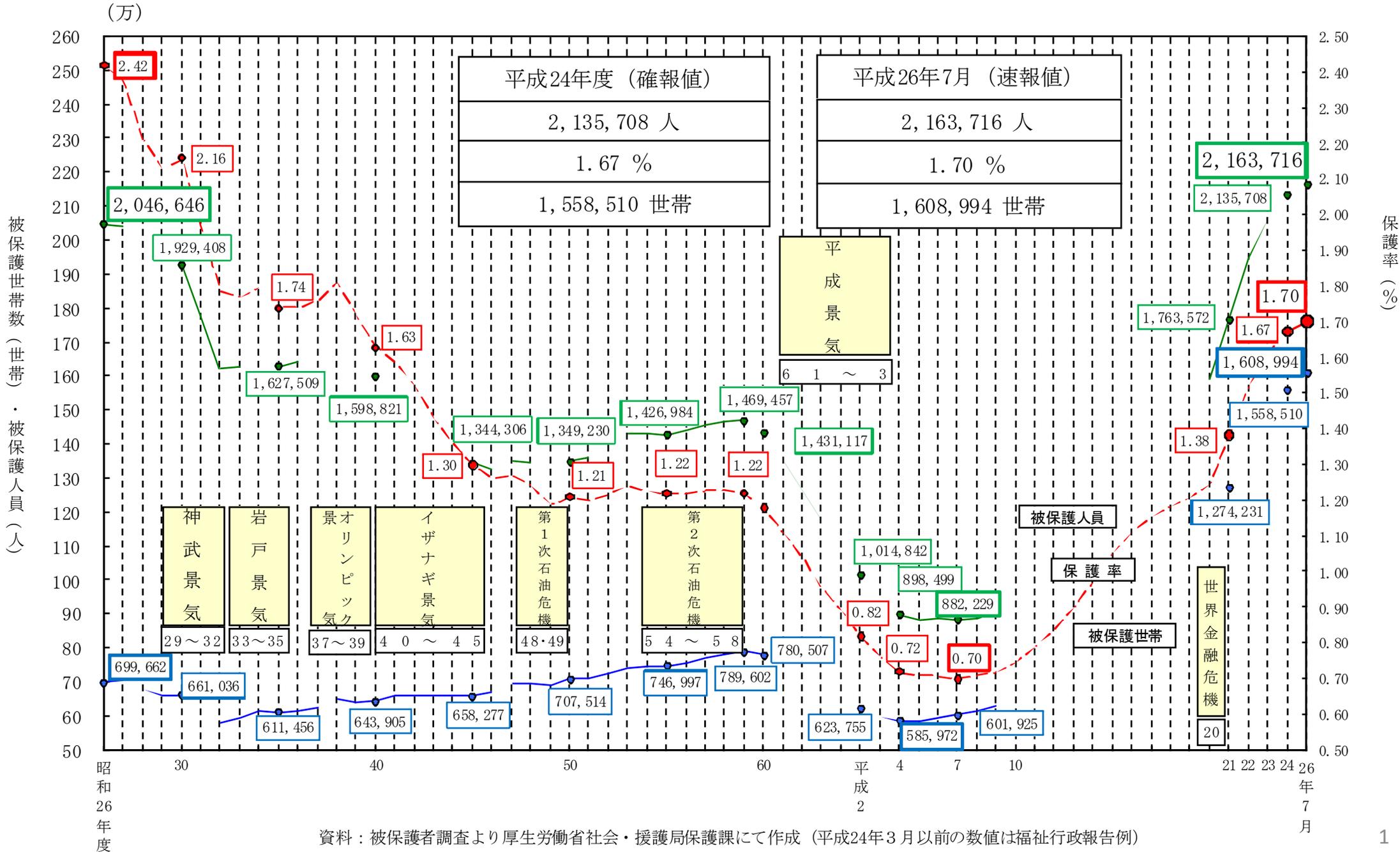
# 生活困窮者自立支援の基本的な考え方

平成26年11月4日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室長 熊木正人

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



# 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

## ◆平成16年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	997,149	465,680	87,478	349,844	94,148
構成割合 (%)	100.0	46.7	8.8	35.1	9.4

資料：平成16年度福祉行政報告例

## ◆平成26年7月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,600,702	755,810	108,315	453,983	282,594
構成割合 (%)	100.0	47.2	6.8	28.4	17.7

約3倍増

資料：被保護者調査（平成26年7月概数）

### 世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯  
 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満  
 (平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯  
 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯  
 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯  
 その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合

・20～29歳：5.3%

・50歳以上：53.5%

(平成23年)

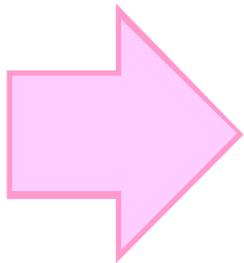
# 生活困窮者の状況

- 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)
- 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成25年：36.7%
- 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成24年：23.9%
- 高校中退者：約5.2万人(平成24年度)、中高不登校：約14.9万人(平成24年度)
- ニート：約60万人(平成25年)、引きこもり：約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
- 生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)
- 大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では28.2%

# 生活困窮者支援の現状

## 【これまでの支援】

- 自治体とハローワークが一体となった就労支援（平成17年度から実施）
  - ・ 「福祉から就労」支援事業 【実績】就職率54.5%（平成23年度）
- 自治体独自の多様な就労支援
  - ・ 生活保護受給者に対し、民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を一体的に実施（横浜市）  
【実績】就労率 60.4%（平成23年10月～平成24年3月）
- 居住の確保
  - ・ 住宅支援給付（平成25年度までの時限措置）の支給（平成21年度第1次補正予算等において措置、緊急雇用創出事業臨時特例基金として実施） 【実績】常用就職率 58.5%（平成24年度）
- 貸付・家計相談
  - ・ グリーンコープ生協においては、きめの細かい生活相談に併せて貸付を実施  
【実績】平成23年度末までの貸倒率 0.97%
- 子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援
  - ・ 被保護世帯の中学生及びその保護者等を対象に進学の助言等を行うとともに、学生ボランティアによる学習支援を実施（埼玉県）  
【実績】参加者の高校進学率 97.0%（平成23年度）（参考）被保護世帯全体:89.5%
  - ・ 地域若者サポートステーションによる就労支援（平成18年度から実施）  
【実績】就職等進路決定者数 1万2千人（平成23年度）



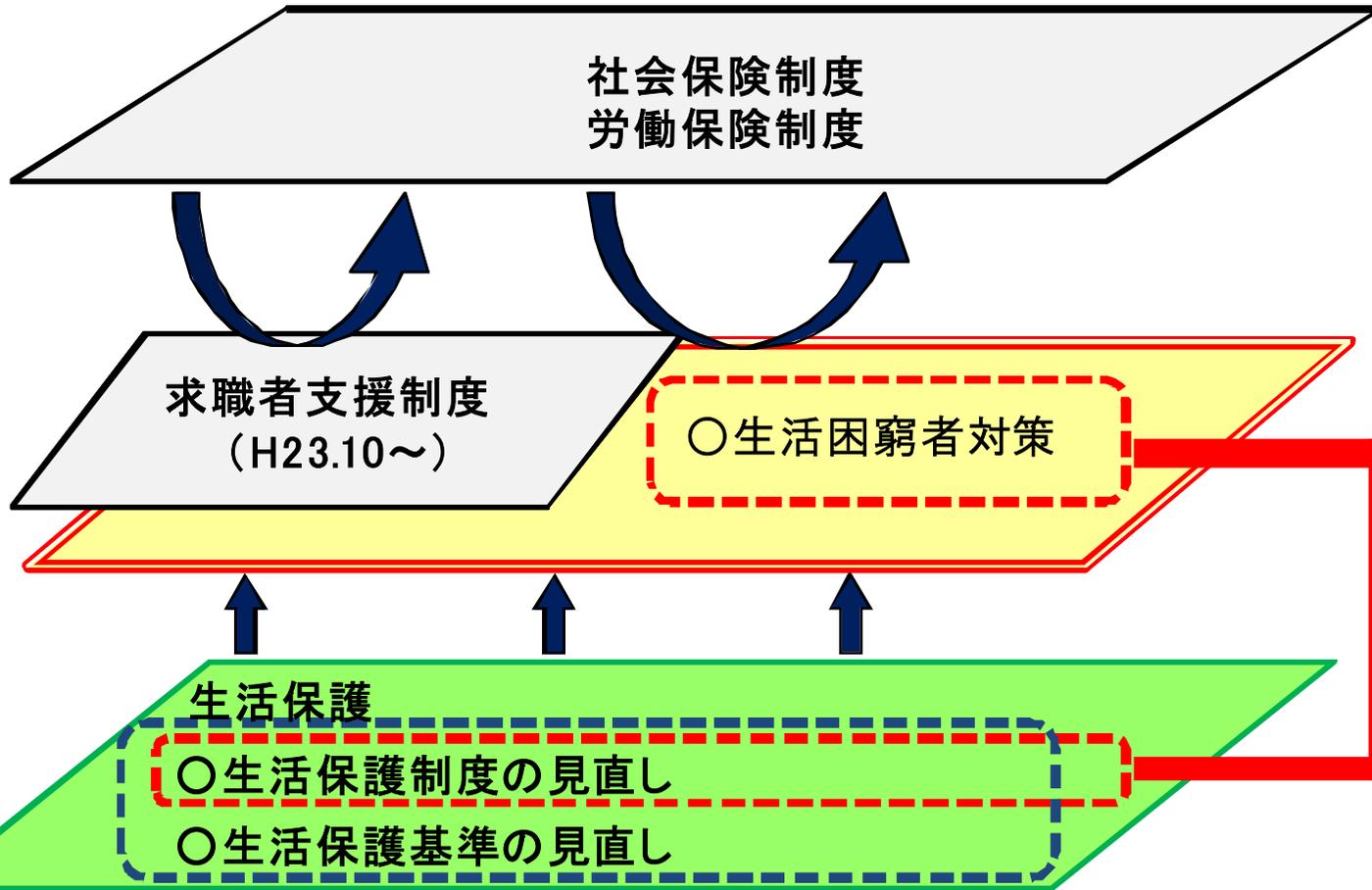
## 【指摘されている課題】

- 一部の自治体の実施
- 各分野をバラバラに実施
- 早期に支援につなぐ仕組みが欠如

# 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】  
【第2のネット】  
【第3のネット】



生活保護制度の見直し  
及び生活困窮者対策  
に総合的に取り組む

## 【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

# 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、**「自立相談支援事業」**（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の**「住居確保給付金」**（有期）を支給する。

### 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する**「就労準備支援事業」**
- ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う**「一時生活支援事業」**
- ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う**「家計相談支援事業」**
- ・ 生活困窮家庭の子どもへの**「学習支援事業」**その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### 3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**「一定の基準に該当する事業であることを認定」**する。

### 4. 費用

○ 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**

○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**

○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

(参考)

## 生活困窮者自立支援法案に対する衆議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年12月4日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

## (参考)

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

(参考)

## 生活困窮者自立支援法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年11月12日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

## (参考)

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 対象者の考え方について

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1

問1 生活困窮者については、法上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

(答)

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)である。

※ ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。

2. その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な資産・収入要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。

3. 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。

また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。

4. このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。

この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

5. なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。

6. いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていきたいと考えている。

## 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係

- 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。
- 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。
- ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
- 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

本人の状況に応じた支援(※)

### 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

### ◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

### 就労支援

就労に一定期間を要する者

### ◆就労準備支援事業

- ・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

### ◆「中間的就労」の推進

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

### ◇ハローワークとの一体的支援

- ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

### 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

### ◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

### 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

### ◆家計相談支援事業

- ・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
- ・家計再建資金貸付のあつせん

### 子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

### ◆学習等支援

- ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

### その他の支援

### ◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

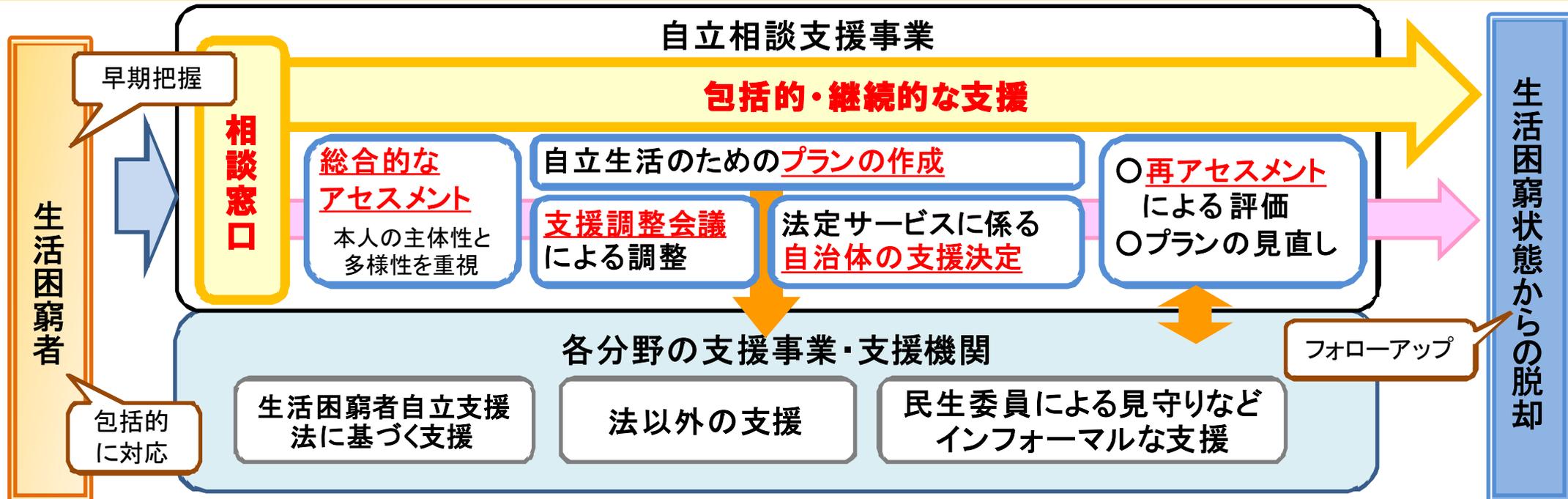
基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

# 自立相談支援事業について

## 新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
  - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
  - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
  - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



## 期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

# (参考)モデル事業実施状況調査集計結果(抜粋)

## 調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業(自立相談支援機関設置・運営の手引き完成と支援調整会議等の事例調査研究)において、自立相談支援機関の設置・運営に関する手引きを作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体(254箇所)を対象に、モデル事業実施状況の調査を実施。

【実施機関】一般社団法人北海道総合研究調査会

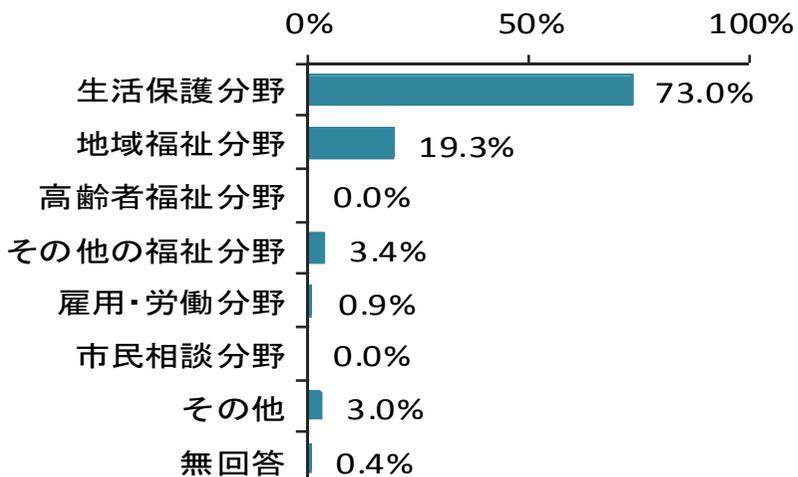
【調査期間】平成26年5月20日～6月23日、8月12日～9月5日(2回に分けて実施)

【回収状況】233箇所(277圏域) / 254箇所(回収率91.7%)

## 主管部局について

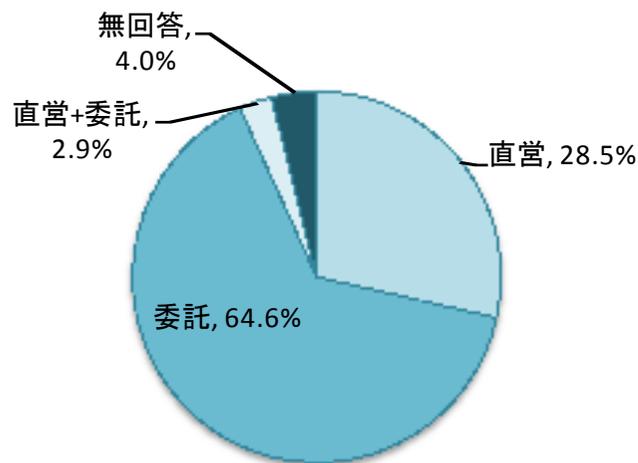
- モデル事業を実施している主管部局の分野については、生活保護分野が7割であり、地域福祉分野が2割を超えていた。

### 主管部局の分野



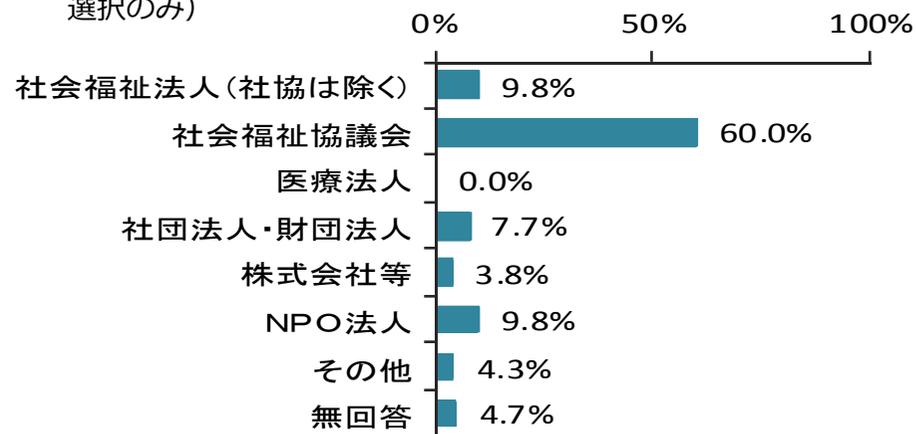
- 自立相談支援機関の設置について、委託が6割を超えており、委託先は多岐にわたるが、社会福祉協議会が6割と多く、社会福祉法人、NPO法人が約1割となっている。また、自立相談支援機関の設置場所については、役所・役場内が4割、受託した法人施設内が3割となっており、そのほか民間事務所ビルに借用、公的施設内が1割を超えている。

### (1) 自立相談支援機関の設置形態



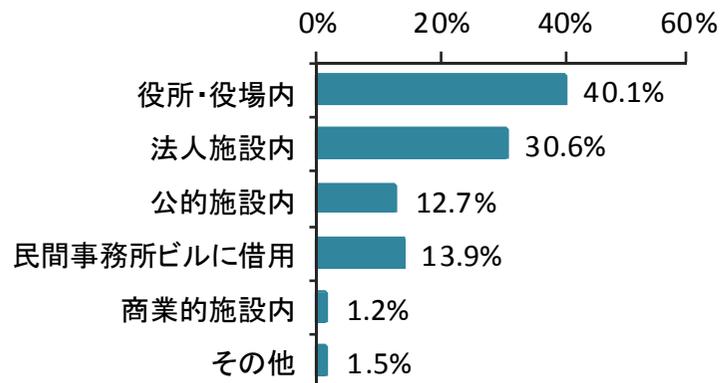
### (2) 委託先

(記載のあった自立相談支援機関(324件)の中で「委託」を選択のみ)



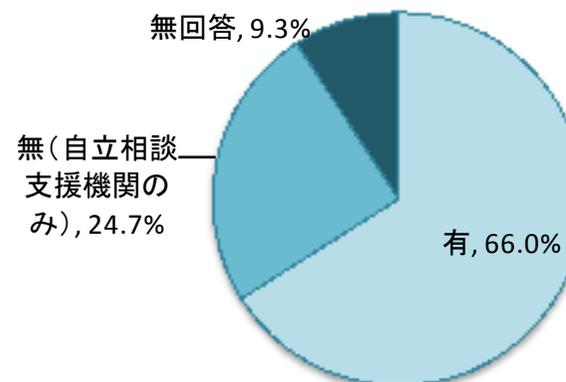
### (3) 自立相談支援機関の設置場所

(記載のあった自立相談支援機関324件)



### (4) 他の併設施設・相談窓口等の有無

(記載のあった自立相談支援機関324件)



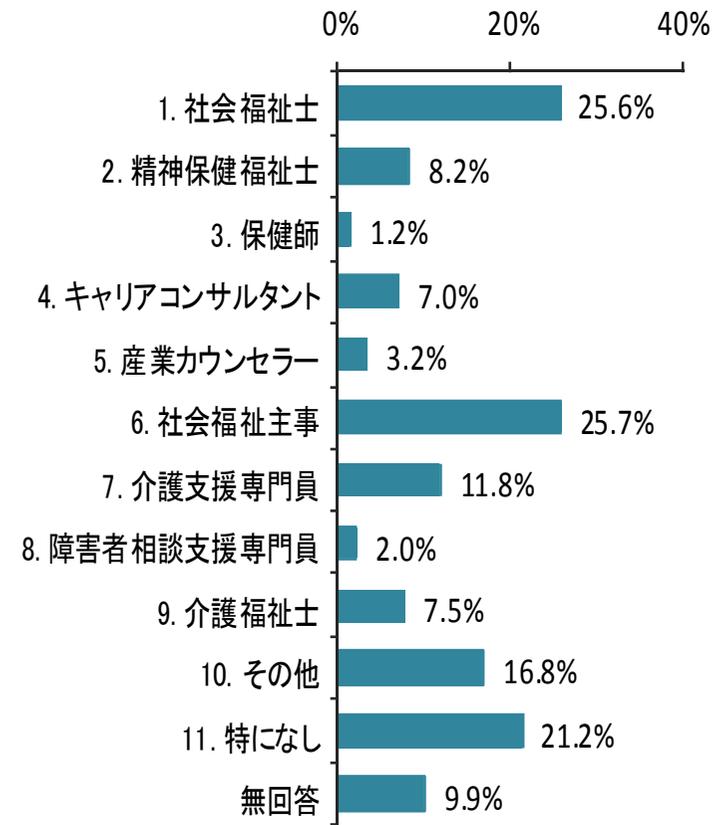
- 相談員の配置基準については今後検討されることになっているが、本年度のモデル事業においては、概ね人口に比例して配置職員数が増えている。
- 自立相談支援機関に従事する職員の他事業との兼務の状況については、就労準備支援事業、家計相談支援事業が2割弱のほか、その他の生活困窮者自立支援制度に関する事業との兼務も1割弱となっている。また、それ以外の事業との兼務も2割弱となっている。
- 相談員が保有する資格としては、社会福祉士や社会福祉主事が多くなっている。

## (1) 自立相談支援機関の職員体制 (人口規模別)

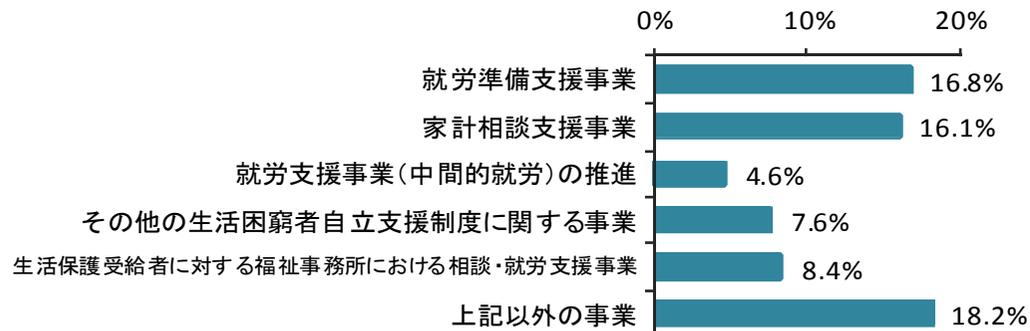
1 圏域あたり平均職員数 ※職員記載のあった213機関について

	全職員数(兼務含む)	うち			
		正職員数の人数	主任相談支援員の人数	相談支援員の人数	就労支援員の人数
5万人未満 (53圏域)	2.98	0.60	0.76	1.66	0.64
5万人以上10万人未満 (52圏域)	3.14	0.48	0.87	1.79	0.75
10万人以上30万人未満 (60圏域)	4.05	0.37	0.83	2.28	0.63
30万人以上50万人未満 (20圏域)	6.35	0.70	1.00	4.40	2.15
50万人以上100万人未満 (18圏域)	7.72	0.44	1.44	5.33	2.72
100万人以上 (10圏域)	7.50	0.00	1.40	3.00	1.70
全体 (213圏域)	4.25	0.47	0.92	2.50	1.03

## (3) 職員が保有する資格 (複数回答)

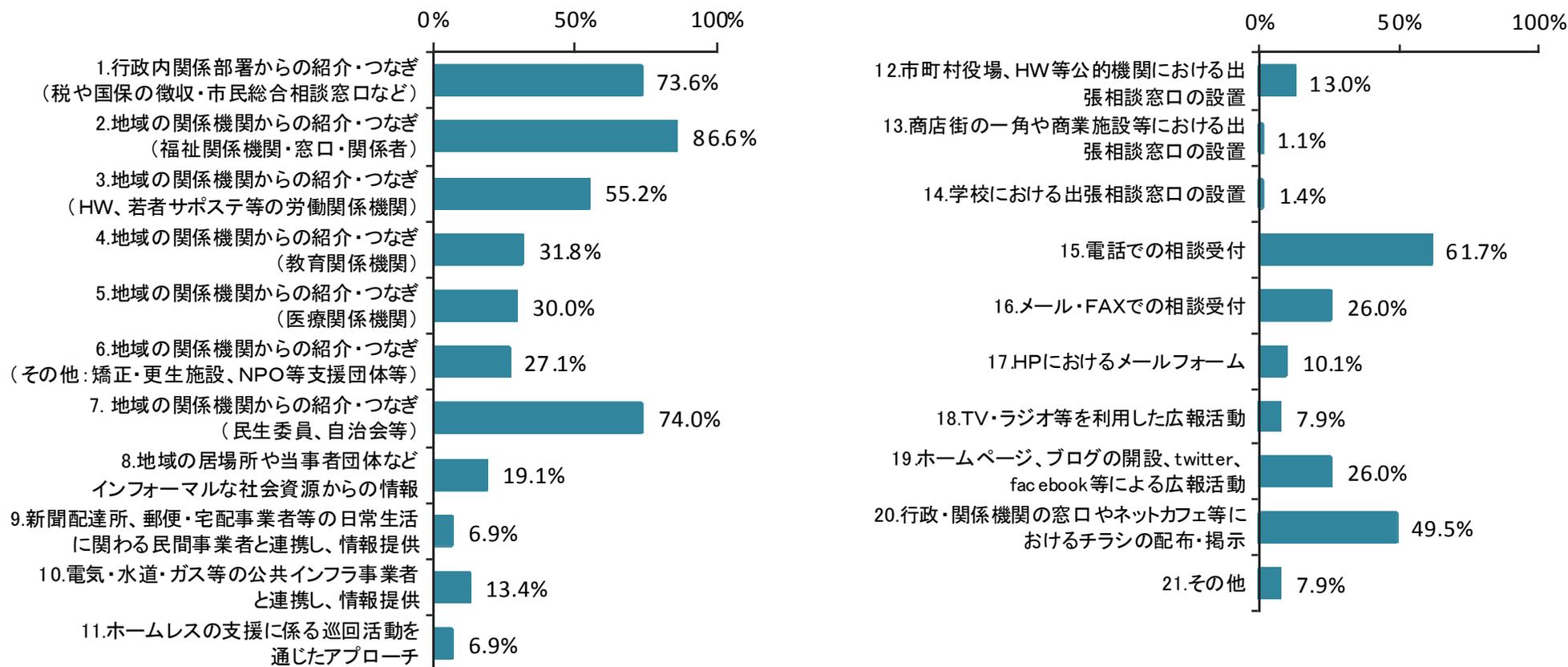


## (2) 他事業との兼務の状況 (複数回答)



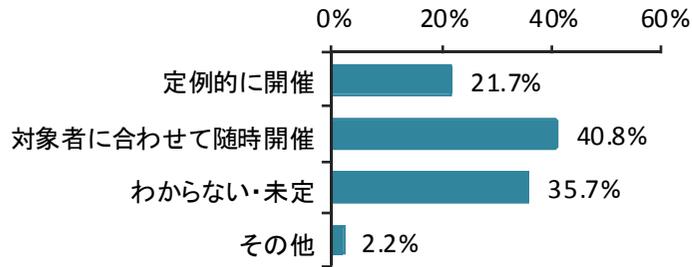
- 対象者の把握については、地域の民生委員や福祉・労働の関係機関から紹介・つなぎや、行政内部からの紹介つなぎが多く、電話による相談やチラシの配布・掲示も半数程度の自治体で取り組んでいる。
- また、単に窓口で相談を待つだけではなく、出張相談や窓口の開設などにより、積極的に生活困窮者を発見する取組を行っている自治体もある。

支援対象者の把握・アウトリーチの方法（複数回答）



- 支援調整会議は、日程を決めて定期的を開催する場合と対象者に合わせて随時開催する場合があるが、随時開催が4割を占めており、3割以上がまだ開催していないなど未定である。また、随時開催よりも定期的で開催されている会議の方が1回あたりの取扱いケース件数が多くなっている。
- 構成メンバーの決定方法については、委託先の機関が決定、関係機関と協議のうえ決定がともに3割を超えており、行政が決定する場合は2割である。
- 支援調整会議への本人の同席については、必要に応じて求めるが4割強、同席を求めないが4割となっている。

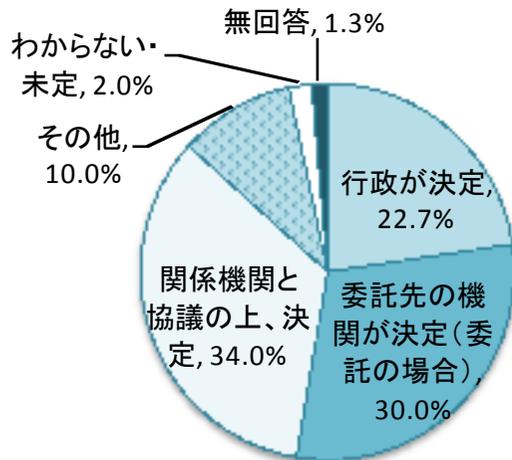
(1) 開催時期 (複数回答)



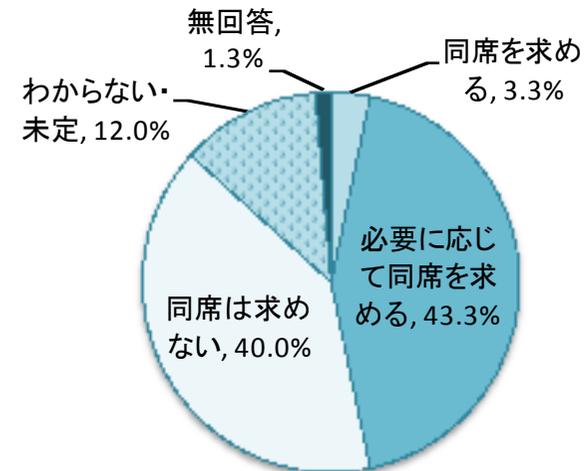
(2) 1回あたり取扱いケース件数

定期的開催	平均	5.4件
随時開催	平均	2.5件

(3) 構成メンバーの決定方法 (定期開催、随時開催を選択のみ)



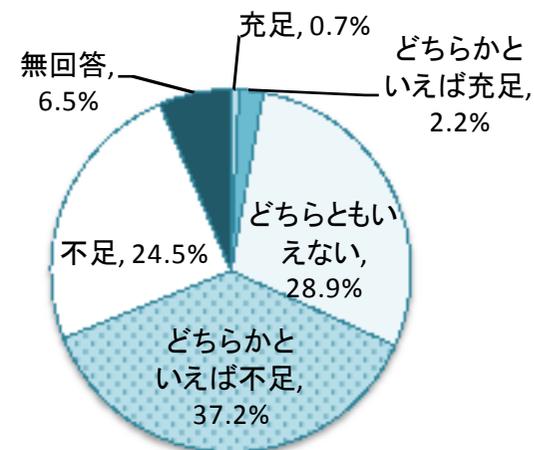
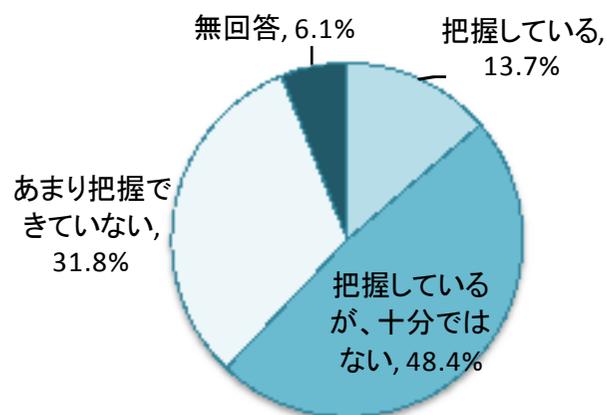
(4) 本人の同席 (定期開催、随時開催を選択のみ)



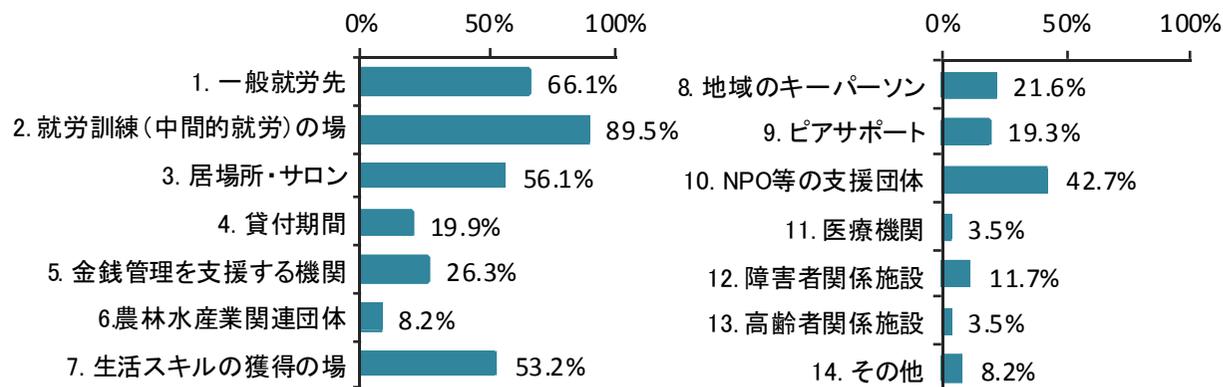
## 8 地域づくり

- 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源については、「把握しているが十分ではない」が約5割、「あまり把握できていない」は約3割となっており、自治体の把握に向けた取り組みも必要である。
- 生活困窮者支援を行うための社会資源については、「どちらかといえば不足」「不足」としている自治体が6割を超えており、その中でも特に就労先（一般就労、中間的就労）が不足していると捉えている地域が多い。また、NPO等の支援団体が不足している地域もあり、公的な資源だけでなく、インフォーマルな資源も含めた資源の開発が必要である。
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりについては、就労先や就労訓練の場の開拓に向けて取組を行っている割合が3割強となっている。

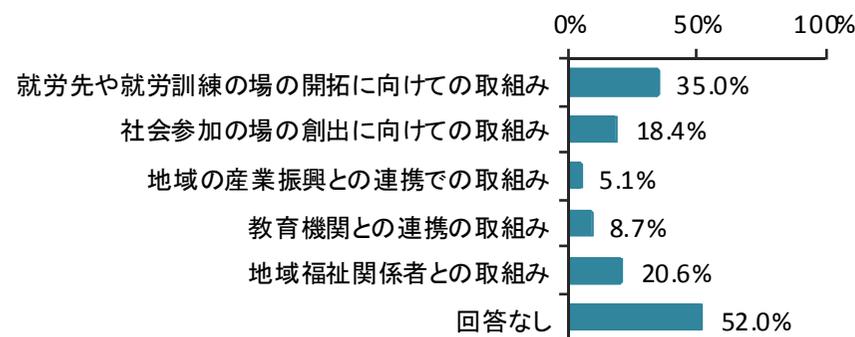
(1) 地域の関係機関やインフォーマルサービス等の社会資源の把握状況 (2) 地域における生活困窮者支援を行うための社会資源の状況



(3) 不足している社会資源 (複数回答)  
(社会資源の状況が「どちらかといえば不足」「不足」を選択のみ)



(4) 生活困窮者支援事業を通じた「地域づくり」について現在行っていること (複数回答)



# モデル事業実施自治体における支援実績（抜粋）について

## 調査の概要

- 平成26年度社会福祉推進事業（自立相談支援機関設置使用標準様式研究事業）において、自立相談支援機関が使用する標準様式を作成するため、生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施する自治体（121箇所）を対象に支援状況の調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成25年8月～平成26年8月新規受付ケース

【回収状況】 110自治体から新規相談受付13,979ケース、支援決定2,460ケース

## 1 新規相談受付状況

- 自治体によって、モデル事業の開始時期や自立相談支援機関の設置状況などが異なるため、一概に人口規模で比較はできないが、月間平均で0.5～100件強の新規相談受付があり、相談者は男性が多く、相談者は30～50歳代が多くなっている。
- 相談経路については、本人自ら連絡が5割弱となっており、次いで関係機関・関係者による紹介が約35%と多くなっている。

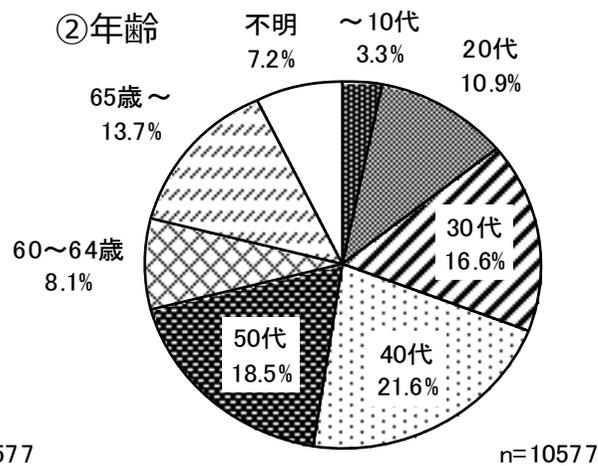
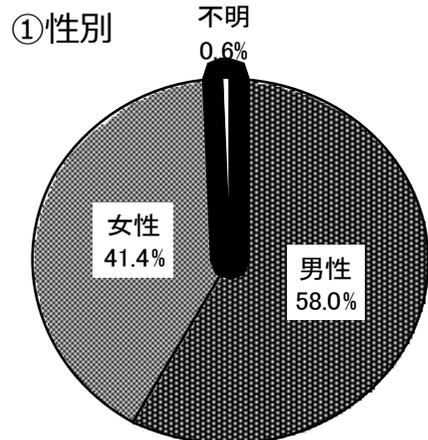
### (1) 新規相談受付状況（自治体別月間平均件数）

自治体	H25.8～ H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	合計	うちH26年度 (H26.4-8)計	H26年度 月間平均	自治体	H25.8～ H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	合計	うちH26年度 (H26.4-8)計	H26年度 月間平均
北海道	3	14	13	18	30	13	91	88	17.6	群馬県	-	-	-	1	1	0	2	2	0.7
北海道札幌市	84	34	16	27	22	18	201	117	23.4	埼玉県さいたま市	-	-	7	7	7	4	25	25	6.3
北海道旭川市	7	42	15	32	18	14	128	121	24.2	埼玉県川越市	-	-	-	9	7	5	21	21	7.0
北海道釧路市	69	15	7	23	16	16	146	77	15.4	千葉県千葉市	110	45	43	58	43	44	343	233	46.6
北海道岩見沢市	43	10	8	6	10	9	86	43	8.6	千葉県船橋市	37	9	18	11	8	11	94	57	11.4
青森県	2	1	2	5	5	6	21	19	3.8	千葉県野田市	104	13	11	5	11	8	152	48	9.6
岩手県	131	29	23	22	24	21	250	119	23.8	千葉県佐倉市	486	37	50	36	64	41	714	228	45.6
岩手県花巻市	29	16	10	7	7	4	73	44	8.8	千葉県柏市	50	13	14	8	18	21	124	74	14.8
宮城県仙台市	-	2	26	32	20	27	107	107	21.4	千葉県香取市	17	3	2	4	1	7	34	17	3.4
秋田県湯沢市	33	6	2	5	3	1	50	17	3.4	東京都世田谷区	-	10	34	41	27	23	135	135	27.0
山形県	-	-	-	2	17	6	25	25	8.3	東京都豊島区	-	-	-	-	17	12	29	29	14.5
山形県山形市	129	56	45	50	38	35	353	224	44.8	東京都練馬区	-	-	2	2	24	13	41	41	10.3
福島県	6	1	5	10	17	5	44	38	7.6	東京都葛飾区	-	21	15	32	32	26	126	126	25.2
福島県会津若松市	-	1	1	7	6	6	21	21	4.2	東京都国分寺市	37	6	8	9	9	1	70	33	6.6
茨城県	-	-	-	-	2	1	3	3	1.5	神奈川県	43	26	17	25	16	9	136	93	18.6
栃木県	-	8	16	9	14	9	56	56	11.2	神奈川県横浜市	123	26	17	13	35	38	252	129	25.8
栃木県宇都宮市	-	-	-	6	22	13	41	41	13.7	神奈川県川崎市	256	72	61	114	100	115	718	462	92.4

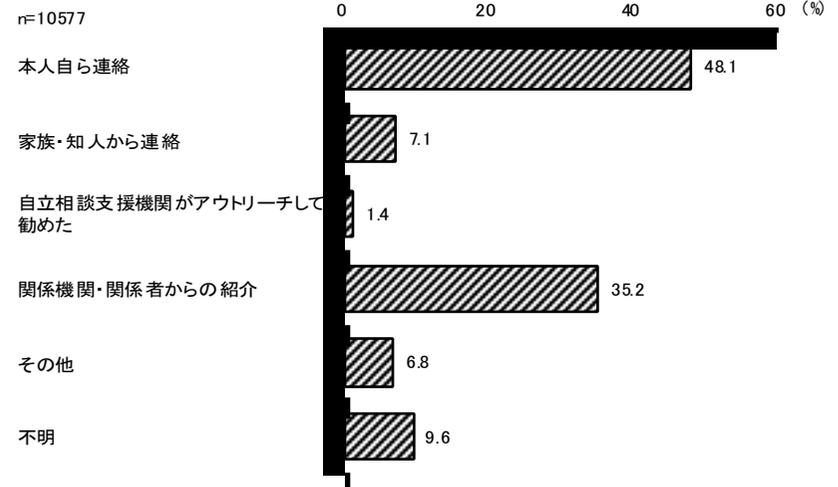
自治体	H25.8~ H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	合 計	H26年度	
								うちH26年度 (H26.4-8)計	月間平均
神奈川県相模原市	40	8	7	14	9	15	93	53	10.6
新潟県	18	9	20	10	9	6	72	54	10.8
新潟県新潟市	105	8	11	12	11	15	162	57	11.4
新潟県長岡市	47	8	13	17	15	7	107	60	12.0
新潟県上越市	37	15	14	19	8	14	107	70	14.0
富山県	-	-	-	-	12	10	22	22	11.0
富山県氷見市	1	3	6	14	6	7	37	36	7.2
石川県小松市	79	2	1	2	3	1	88	9	1.8
福井県	119	11	17	15	21	10	193	74	14.8
長野県	-	23	19	23	18	20	103	103	20.6
長野県長野市	-	10	13	14	14	8	59	59	11.8
長野県松本市	-	10	14	11	11	7	53	53	10.6
長野県上田市	-	17	17	20	16	10	80	80	16.0
長野県飯田市	-	21	11	9	8	5	54	54	10.8
岐阜県	264	36	48	30	43	35	456	192	38.4
岐阜県各務原市	1	25	36	55	60	40	217	216	43.2
静岡県静岡市	-	1	1	111	105	106	324	324	64.8
静岡県浜松市	-	26	15	12	9	7	69	69	13.8
静岡県富士宮市	5	8	18	13	16	6	66	61	12.2
愛知県	9	0	0	3	6	2	20	11	2.2
愛知県名古屋	-	-	-	-	6	40	46	46	23.0
愛知県岡崎市	-	75	86	78	71	59	369	369	73.8
愛知県長久手市	12	7	6	3	10	6	44	32	6.4
三重県名張市	33	4	11	1	10	6	65	32	6.4
三重県伊賀市	16	4	5	5	6	7	43	27	5.4
滋賀県	-	-	-	-	1	0	1	1	0.5
滋賀県大津市	4	39	35	27	13	15	133	129	25.8
滋賀県野洲市	172	18	8	12	9	14	233	61	12.2
滋賀県東近江市	32	7	36	24	13	12	124	92	18.4
京都府	115	34	44	46	37	32	308	193	38.6
京都府京都市	-	-	10	8	1	5	24	24	6.0
京都府長岡京市	6	4	8	4	4	1	27	21	4.2
京都府京丹後市	56	10	13	10	15	15	119	63	12.6
大阪府大阪市	214	111	91	106	108	104	734	520	104.0
大阪府堺市	-	-	-	21	37	22	80	80	26.7

自治体	H25.8~ H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	合 計	H26年度	
								うちH26年度 (H26.4-8)計	月間平均
大阪府豊中市	-	71	61	100	144	89	465	465	93.0
大阪府箕面市	87	18	8	4	7	8	132	45	9.0
大阪府柏原市	40	8	8	10	12	11	89	49	9.8
大阪府藤井寺市	2	6	5	4	1	1	19	17	3.4
兵庫県神戸市	27	4	1	5	5	2	44	17	3.4
兵庫県姫路市	-	8	3	22	3	3	39	39	7.8
奈良県	-	-	-	18	13	11	42	42	14.0
奈良県奈良市	231	23	29	27	18	21	349	118	23.6
和歌山県田辺市	-	-	-	-	3	1	4	4	2.0
鳥取県	26	18	8	7	8	7	74	48	9.6
鳥取県	12	5	8	3	4	5	37	25	5.0
鳥取県美郷町	-	-	10	1	2	5	18	18	4.5
岡山県岡山市	123	16	10	8	20	22	199	76	15.2
岡山県総社市	-	5	2	1	8	2	18	18	3.6
山口県	-	-	1	2	0	1	4	4	1.0
山口県下関市	-	-	-	6	9	11	26	26	8.7
徳島県	101	10	2	7	3	2	125	24	4.8
香川県高松市	-	-	-	16	5	5	26	26	8.7
香川県丸亀市	82	15	7	15	18	5	142	60	12.0
愛媛県今治市	-	5	7	6	3	5	26	26	5.2
愛媛県八幡浜市	-	-	-	-	1	1	2	2	1.0
高知県	59	23	39	45	52	39	257	198	39.6
高知県高知市	241	4	3	16	5	19	288	47	9.4
高知県須崎市	4	3	3	2	9	2	23	19	3.8
高知県土佐清水市	-	5	7	2	0	2	16	16	3.2
福岡県福岡市	133	21	30	24	34	21	263	130	26.0
福岡県	77	35	19	24	35	19	209	132	26.4
佐賀県佐賀市	142	13	6	17	22	23	223	81	16.2
長崎県長崎市	-	3	39	28	21	11	102	102	20.4
熊本県	91	14	18	26	19	19	187	96	19.2
熊本県熊本市	4	12	17	21	19	12	85	81	16.2
熊本県菊池市	111	14	5	8	4	0	142	31	6.2
大分県大分市	-	-	2	12	55	29	98	98	24.5
大分県臼杵市	85	17	10	8	8	12	140	55	11.0
大分県	55	2	12	14	19	20	122	67	13.4
宮崎県	-	-	4	7	3	6	20	20	5.0
宮崎県宮崎市	-	-	26	10	12	3	51	51	12.8
鹿児島県	-	-	-	4	2	1	7	7	2.3
鹿児島県日置市	-	19	2	8	4	3	36	36	7.2
沖縄県	133	29	43	44	58	47	354	221	44.2
沖縄県うるま市	-	-	3	6	6	17	32	32	8.0
合 計	5,050	1,496	1,580	1,973	2,106	1,774	13,979	8,929	-

## (2) 新規相談受付状況



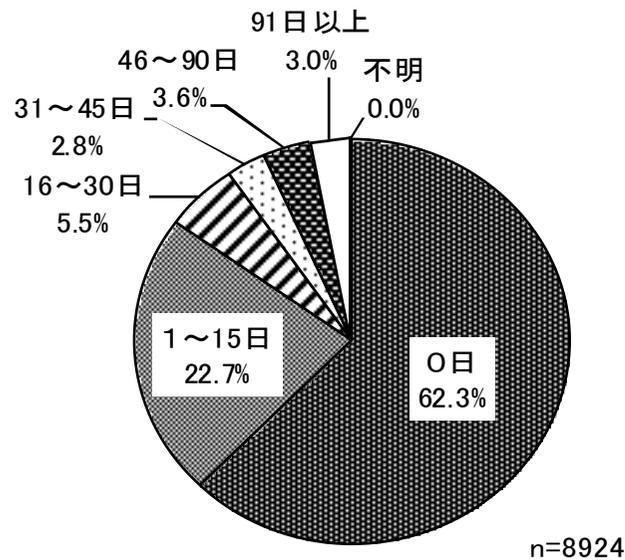
## ③相談経路 (複数回答)



## 2 スクリーニング実施状況

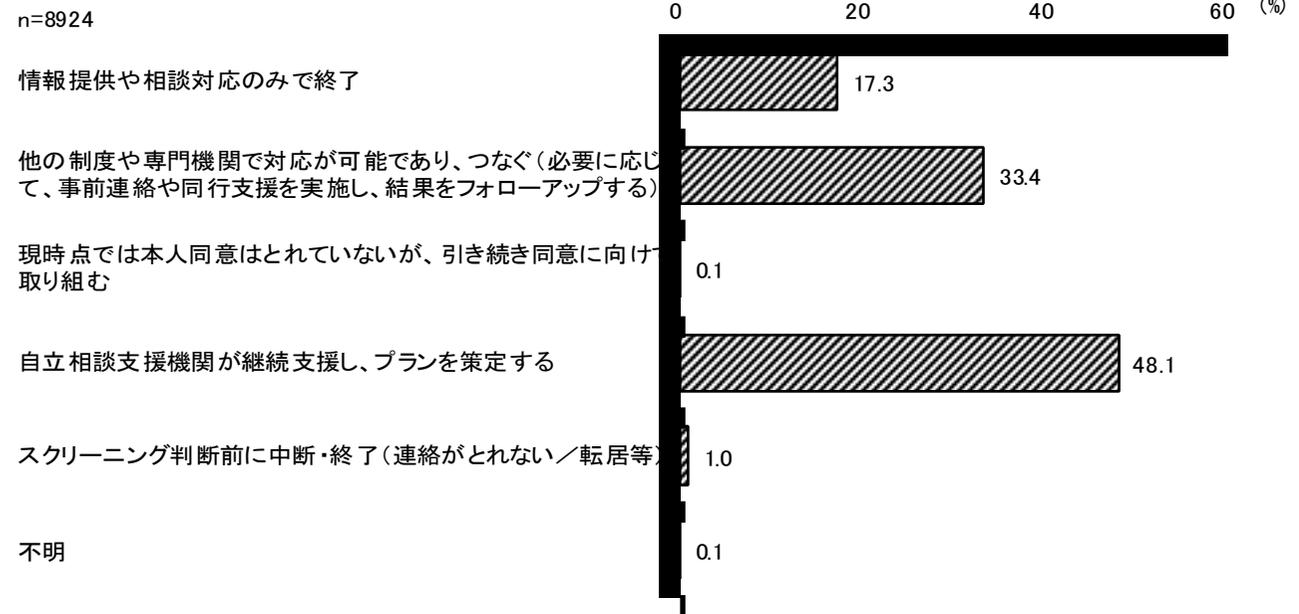
- 相談受付からスクリーニングまでの期間については、「0日」が62.3%、「1～15日」が22.7%などとなっている。
- スクリーニング結果（同意なしを含めた場合）については、「相談支援センターが継続支援する」が48.1%、「他の制度や専門機関につなぐ」が33.4%、「情報提供や相談対応のみで終了」が17.3%となっている。

(1) 相談受付からスクリーニングまでの期間分布



(2) スクリーニング結果

<自立相談支援機関の利用申込みの際の情報共有について  
同意なしを含めた場合>

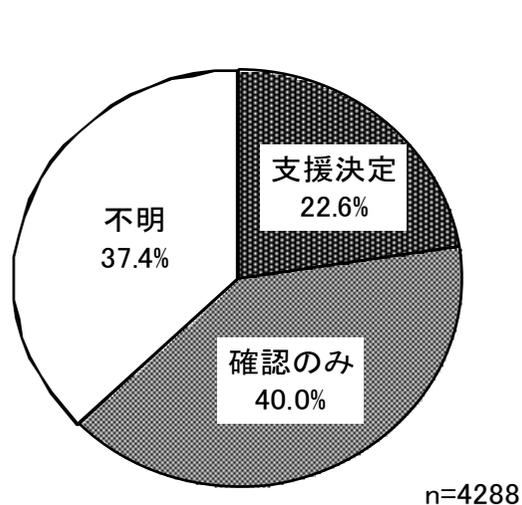


※新規相談受付の10577件のうち、スクリーニングに至らなかったケース等を除いた、スクリーニング実施8924件についての内訳。

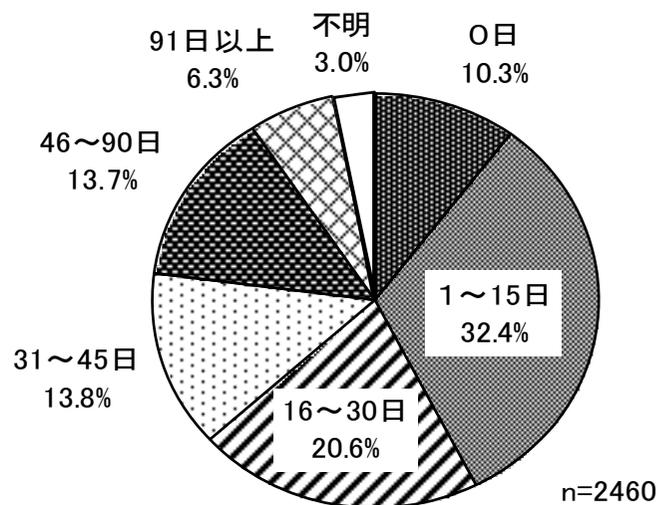
### 3 支援決定の状況

- スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合は、「支援決定」が22.6%、「確認のみ」が40.0%となっている。
- 初回相談受付から初回支援調整会議開催日までの期間分布は、「1～15日」が32.4%、「16～30日」が20.6%などとなっている。また、初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布は「1～15日」が33.3%、「16～30日」が21.3%などとなっている。
- 本人の状況としては、30～50代が多く、同居者がいない者が約4割、未婚者が約5割となっており、経済的困窮だけではなく、就職活動難、病気の割合が高くなっている。
- 就労状況については、求職中のケースが約5割である一方、無職（仕事は探していない）の層も約2割程度おり、離職後2年以上の者が4割程度いる。

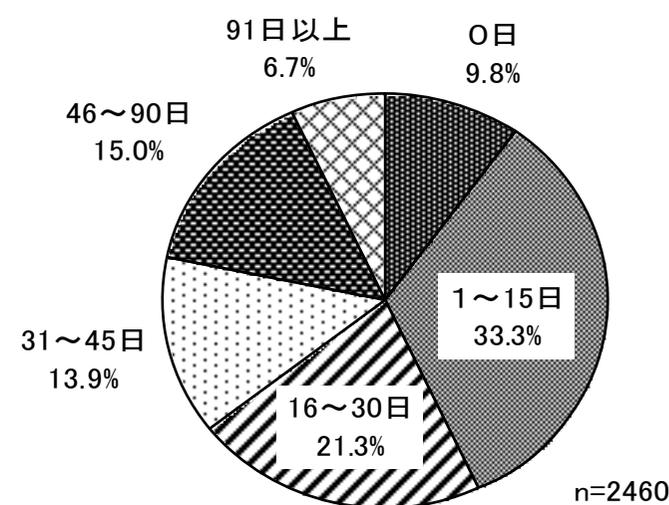
(1) スクリーニング後支援継続者に占める支援決定・確認ケースの割合



(2) 初回相談受付から初回支援調整会議開催日までの期間分布

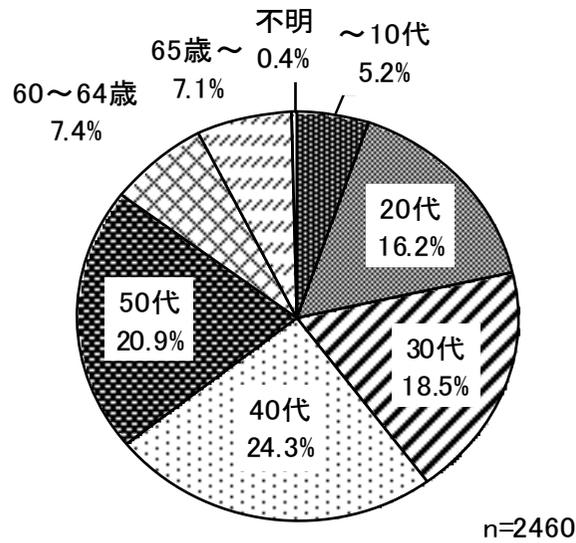


(3) 初回相談受付から初回プラン支援決定・確認日までの期間分布

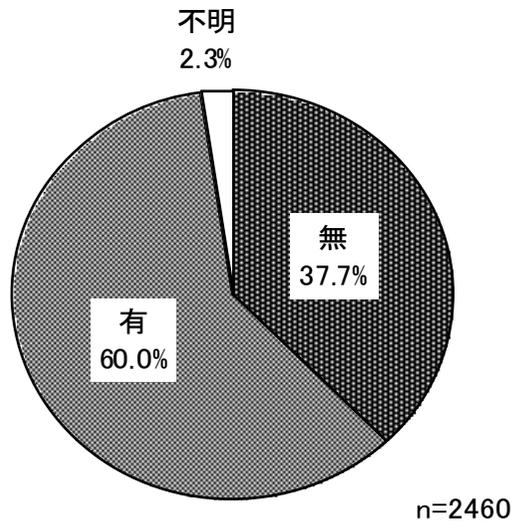


(4) 支援決定（初回プラン）ケースの状態像

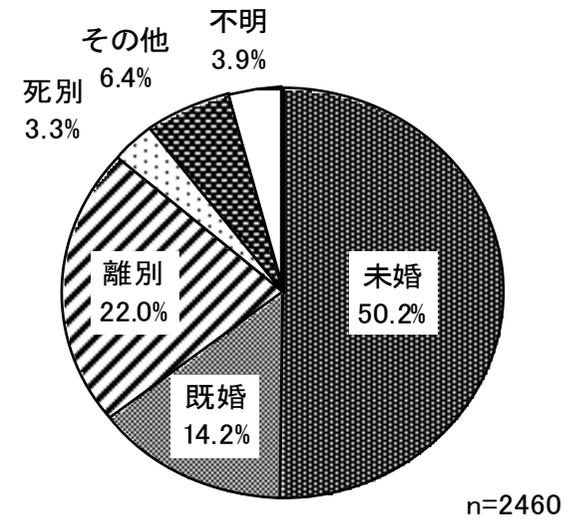
①年齢



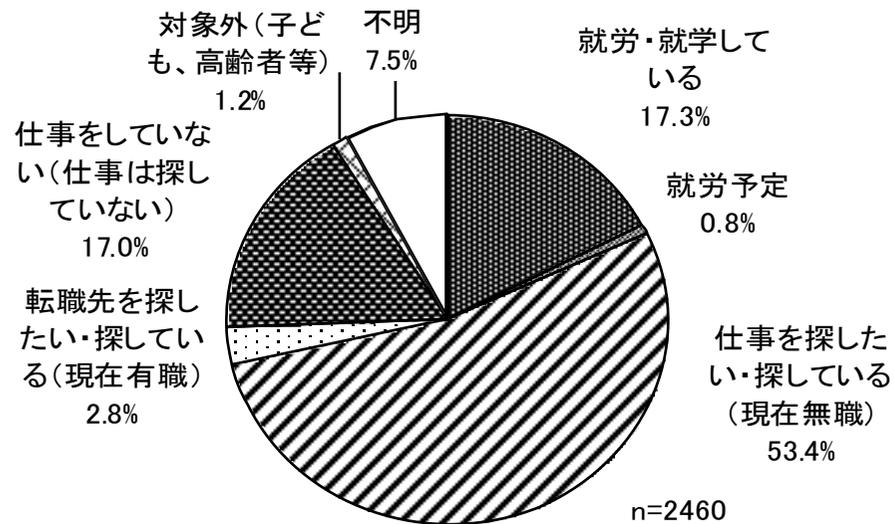
②同居者



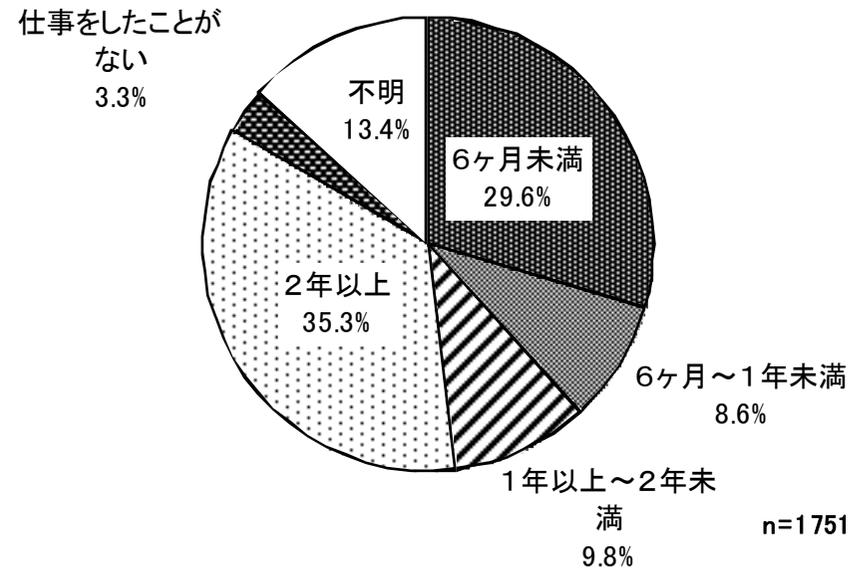
③婚姻



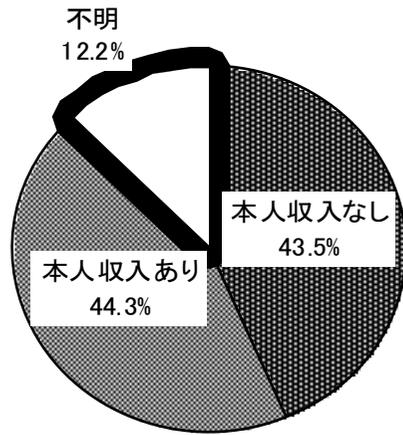
④就労状況



⑤直近の離職後の期間（就労中除く）



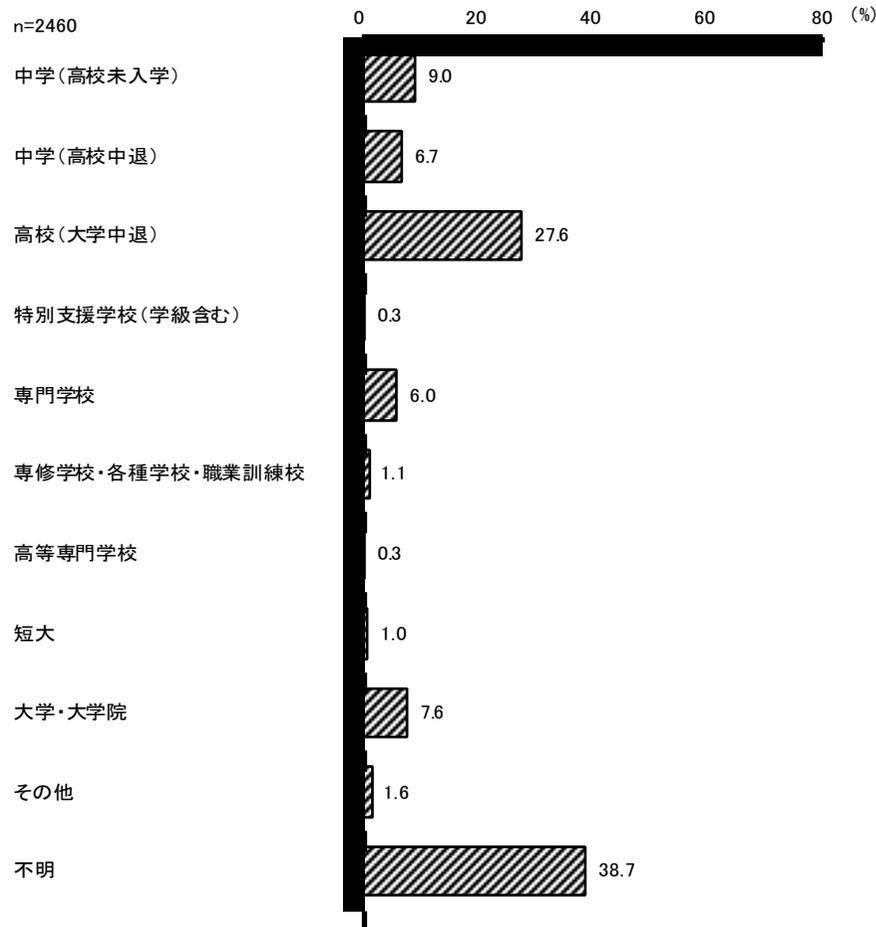
## ⑥生計の状況



n=2460

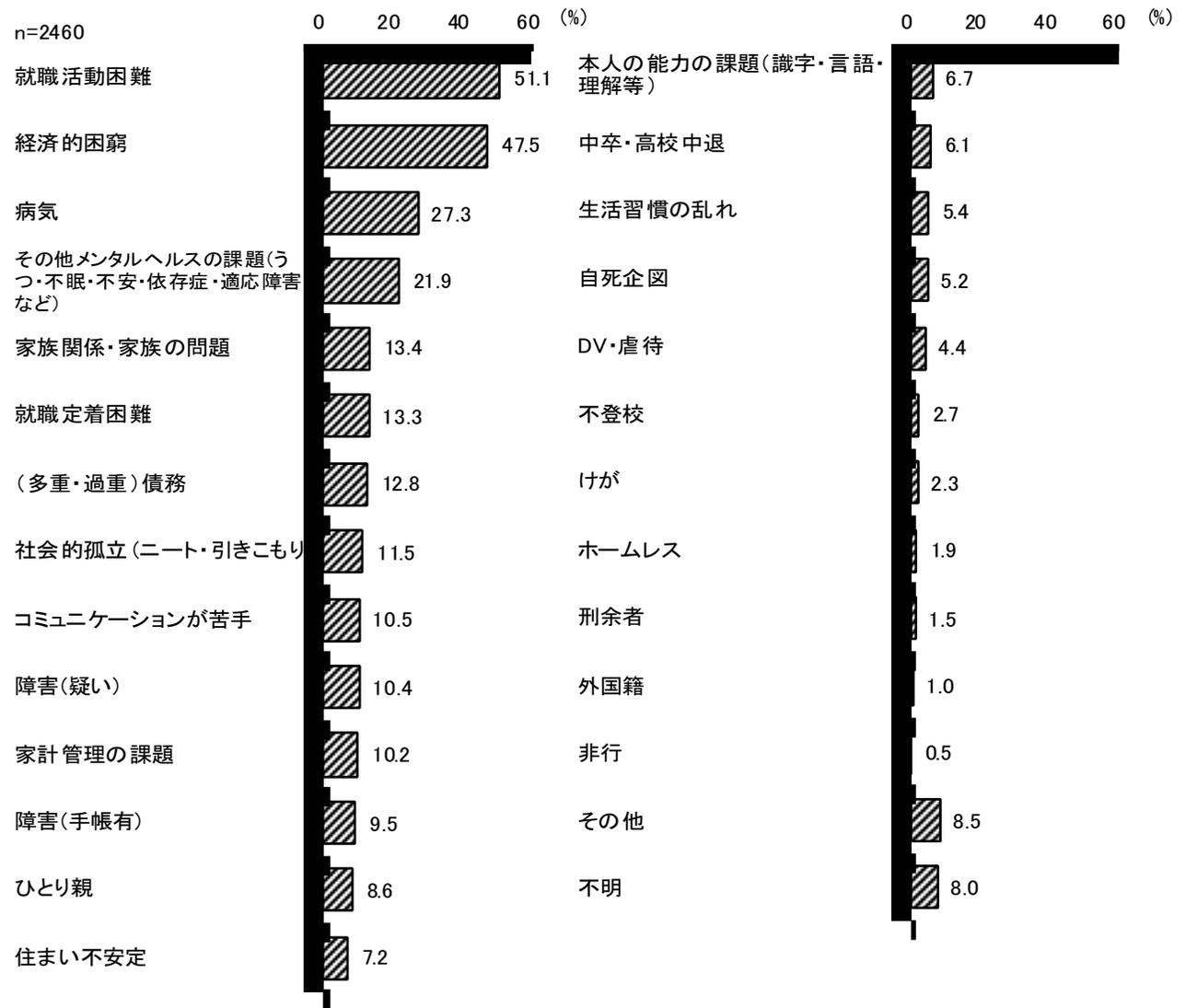
## ⑦最終学歴

n=2460



## ⑧本人の状況 (複数回答)

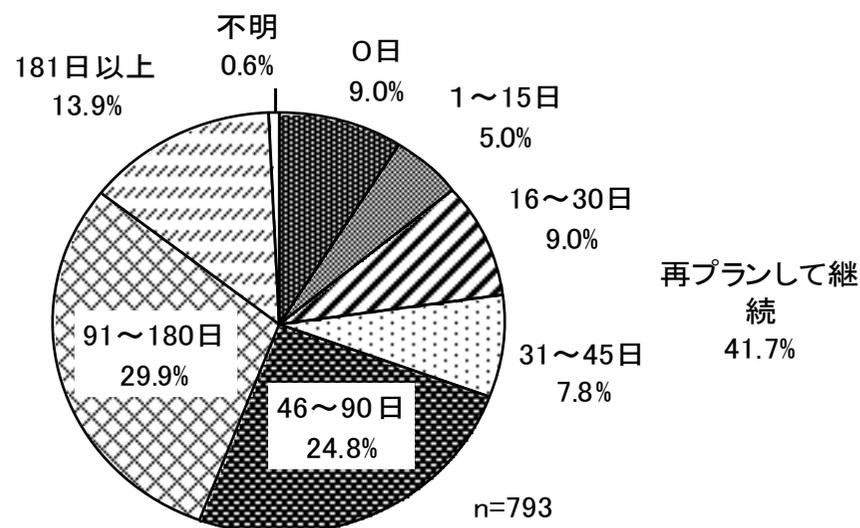
n=2460



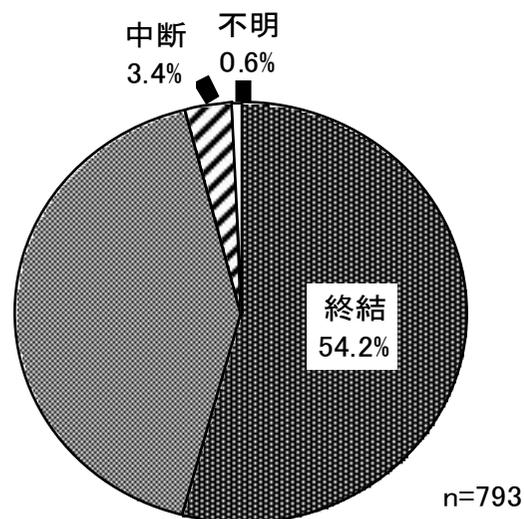
## 5 支援により見られた変化

- 調査期間中に評価を実施した793件のうち、支援決定・確認から評価実施までの期間分布では「91～180日」が29.9%が最も多い。プラン評価の結果、初回プランで「終結」は54.2%、「再プランして継続」は41.7%、「終結」の場合の相談受付から評価実施「終結」までの期間は「91～180日」が最も多くなっている。
- 評価を実施したケースについては、「変化あり」が96.2%となっており、「就労開始（一般就労）」が34.2%、「自立意欲の向上・改善」が32.4%、「就職活動開始」が19.5%、「社会参加機会の増加」が17.3%などとなっている。

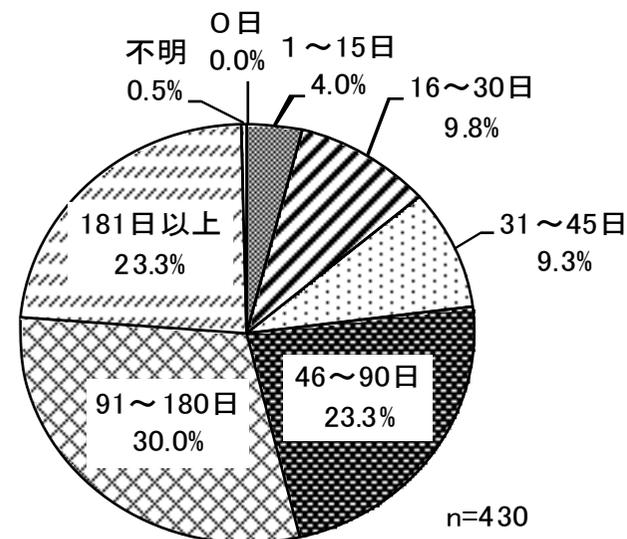
(1) 支援決定・確認から評価実施までの期間の分布（初回プランのみ）



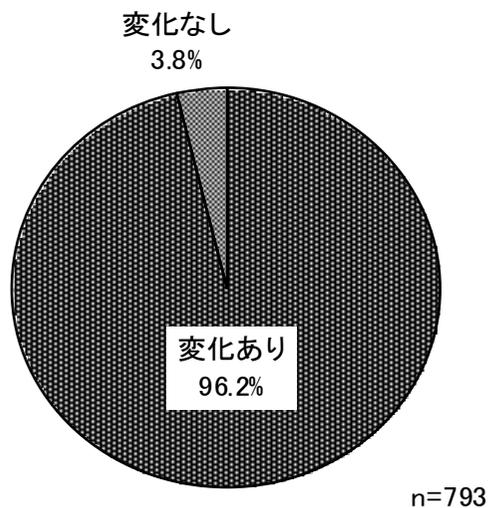
(2) プラン評価の結果（初回プランのみ）



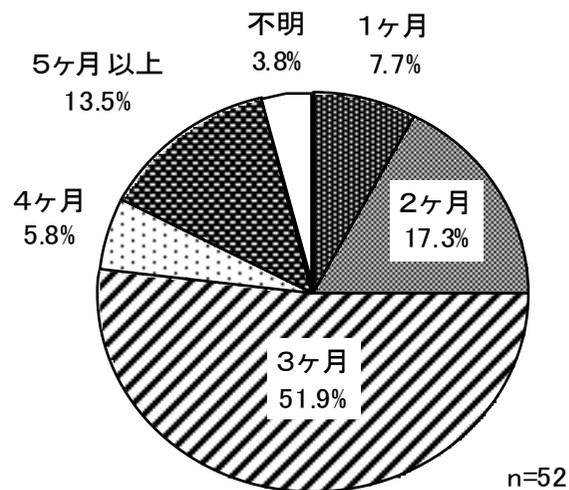
(3) 相談受付から評価実施「終結」までの期間の分布（初回プランのみ）



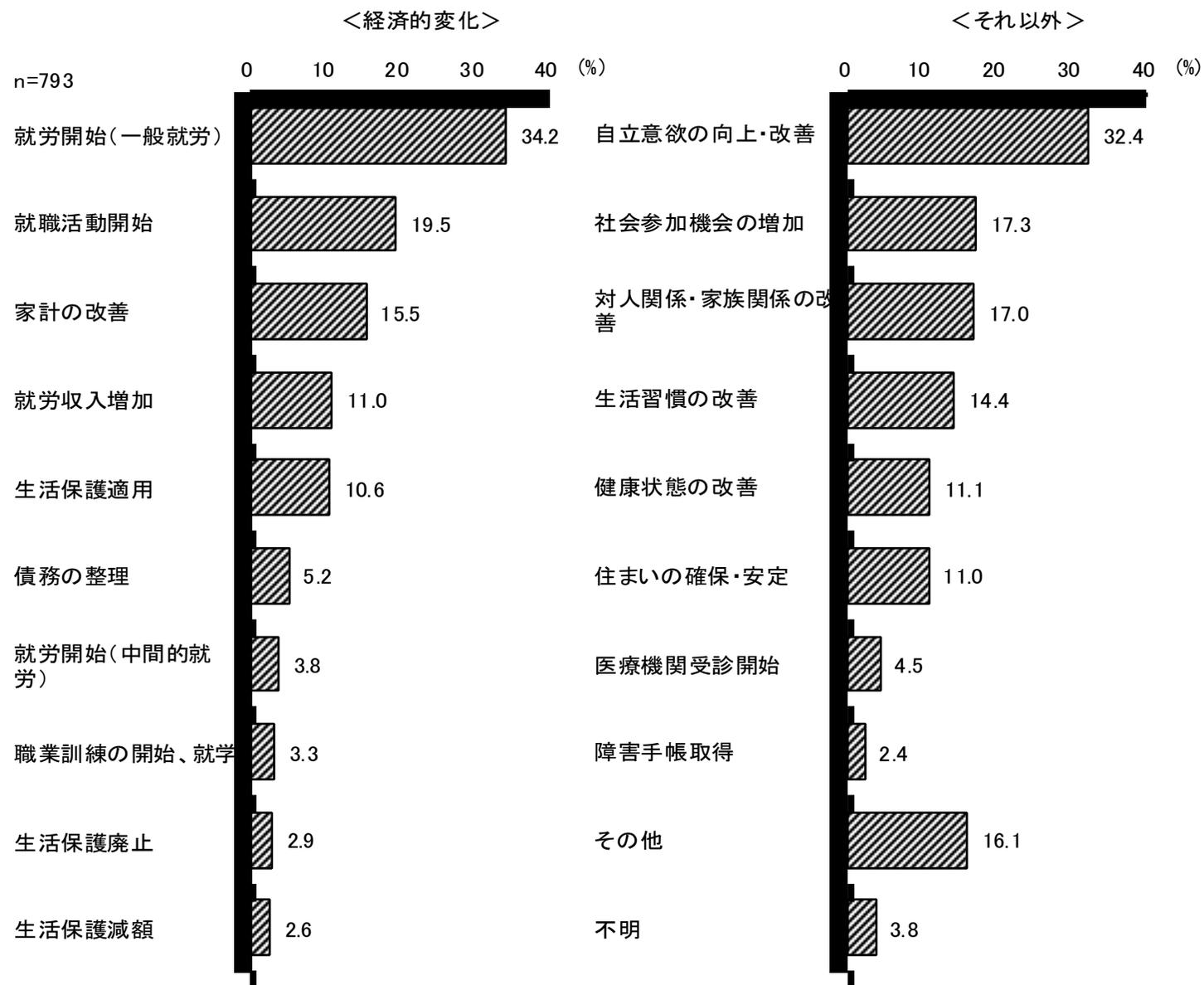
(4) 変化が見られたケース数  
(初回プランのみ)



(6) 住宅支援給付金利用期間  
(初回プランのみ)

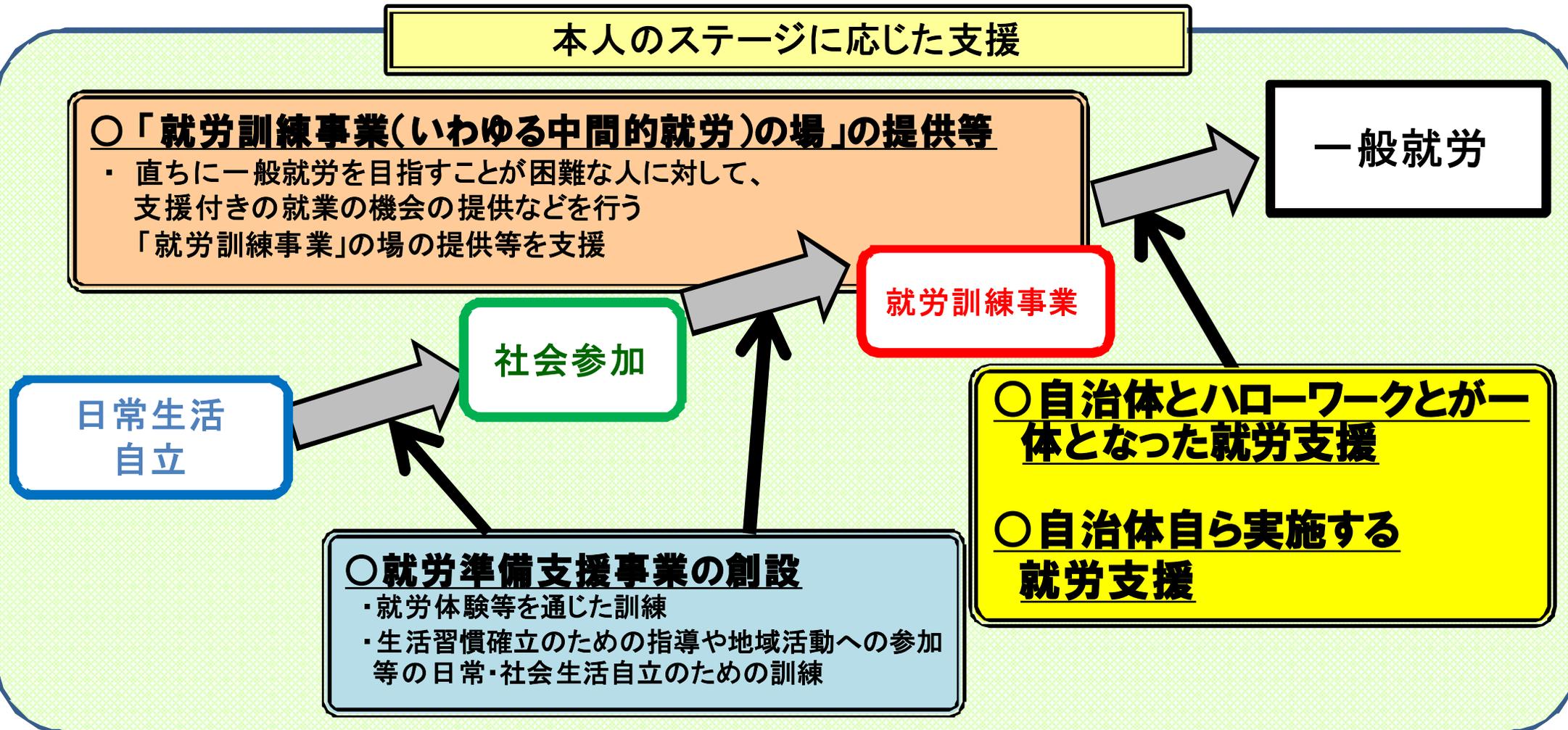


(5) 変化の内容 (経済的変化/それ以外) (初回プランのみ)



# 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

# 生活困窮者自立支援制度における就労支援

生活困窮者の多くは、多様で複合的な課題を抱え、自尊感情や自己有用感を喪失している。

このため、本制度における就労支援は、常に本人を起点とし、

- ・ 就労の意義への理解の支援から、生活面や福祉面での支援までも含めた、包括的な支援の一環として展開する。
- ・ 本人の状態に合わせ、必要に応じてステップアップも意識しながら支援する。

⇒ 就労支援員自身も、自分の強みを理解し、弱みを補うためにノウハウを学び、考え、実践する。

“きちんと”

## 丁寧な相談支援

- ・ 包括的な相談受付、アセスメント、プラン作成
- ・ 信頼関係の構築と自尊感情、自己有用感の回復に向けた支援
- ・ ストレングスに着目した支援
- ・ 就労意欲の喚起

“みんなで”

## チームによる支援

- ・ 主任相談支援員、相談支援員との協働
- ・ 就労準備支援事業等の活用
- ・ ハローワークその他の関係機関・者との協働

“ずっと”

## 切れ目のない支援

- ・ アウトリーチによる発見・支援
- ・ 多様なプログラムの用意
- ・ 個別のニーズに応じた職業紹介
- ・ 定着支援と企業支援

“つながる・つくる”

## 社会資源の活用と開発

- ・ 関係機関・者のネットワークの構築
- ・ 企業との関係づくり
- ・ 中間的就労や実習場所等の開拓
- ・ 居場所づくり
- ・ 町おこし、地域づくり

# 平成26年度生活困窮者自立支援制度の推進（イメージ）

## 地方自治体（福祉事務所設置自治体（約900箇所）等）

### 都道府県

- 実施主体としての体制整備
- 広域自治体としての市町村支援（年数回の会議の開催等）



### 市（町村）

#### モデル事業実施自治体（250箇所程度）

- 25年度からの継続実施自治体（68箇所）  
※ 事業実施に係る一定の経験を踏まえ、全国の自治体の先導的な立場
- 26年度からの新規実施自治体（約180箇所程度）  
※ 4～6月に事業を実施する自治体は106箇所。さらに7月以降に実施する自治体を追加予定。

#### モデル事業未実施自治体（650箇所程度）

- 都道府県の支援を得ながら体制づくりの準備を進める

## 国

### 会議等

- モデル事業実施自治体説明会（4月）（実施済）  
・26年度にモデル事業を実施する自治体への説明
- 全国担当者会議（年2回程度、9月・12月）  
・法施行に向けた自治体への説明
- 自治体実務者との協議  
・政省令等に関する意見交換を実施
- モデル事業推進検討会  
・有識者による取組の評価・検証を行う

### 調査・研究

- 自立相談支援・就労支援・一時生活支援・家計相談支援・子ども若者の貧困防止等の調査・研究
- モデル事業の実施状況や支援実績の集計・分析
- 施行準備進捗調査、事業実施意向調査等  
・法施行に向けた各自治体の取組の進捗状況や任意事業等の実施意向等について確認

### 人材養成

- 自立相談支援事業従事者養成研修  
・研修企画委員会でプログラムの策定及び講師選定  
・3職種で各6日間(42時間)の研修を実施
- 自立相談支援事業以外の養成研修の検討及びカリキュラム作成

○予算の確保等

○政省令告示、自治体における行政事務についてのマニュアル等の策定

○各事業のガイドライン（通知）の作成

○統計システムの設計

○住居確保給付金・生活福祉資金・ホームレス関係事業等の検討

# 生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【4～9月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものである。

事項		平成26年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
福祉（市区町村設置・都道府県）	体制整備	<input type="checkbox"/> 庁内勉強会の開催、法の理念の確認・共有 <input type="checkbox"/> 首長（や準ずる幹部）への制度説明 <input type="checkbox"/> 担当部署決定	<input type="checkbox"/> 施行に必要な準備事項の確認、スケジュール作成	<input type="checkbox"/> 庁内での連絡会等の設置、開催		<input type="checkbox"/> 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業への紹介ルールの設定 <input type="checkbox"/> 連携が必要と考えられる関係機関のリスト化	<input type="checkbox"/> 庁外の関係機関への説明会等の実施
			<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関の運営の手引き、支援の流れ、帳票の確認	<input type="checkbox"/> テキストの確認	<input type="checkbox"/> 実施方法（直営又は委託）の決定 <input type="checkbox"/> 窓口設置場所の決定 <input type="checkbox"/> 任意事業の実施の検討	<input type="checkbox"/> 行政と委託先との役割分担等の調整 <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、家計相談支援事業の手引きの確認	<input type="checkbox"/> 支援調整会議の実施要綱等の策定
	予算					<input type="checkbox"/> 予算要求の検討	<input type="checkbox"/> 予算説明用資料の作成 <input type="checkbox"/> （都道府県・市区町村）H27予算要求
	施行細則、要綱、要領等						
都道府県（広域自治体として）			県主催会議① <input type="checkbox"/> （国会議内容説明、取組状況の情報交換等）			県主催会議② <input type="checkbox"/> （事例発表・検討、モデル事業実施自治体の取組状況発表等）	
国		・モデル事業等連絡会議【4/24、25】 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査		・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査	・主任相談支援員研修（前期）	・H27予算概算要求 ・主任相談支援員研修（後期）	・全国担当者会議①【9/26】 （政省令案、各種手引きの改定案、国庫負担基準の考え方、Q&A等の提示） ・相談支援員研修（前期）

# 生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【10～3月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものであ

事項	平成26年			平成27年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉（市区町村設置・自治体）	体制整備	<input type="checkbox"/> 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みの構築  <input type="checkbox"/> 関係機関等で構成する協議会等の設置、開催	<input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、就労訓練事業や一般就労への支援に協力する企業・法人の開拓			
		<input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の手引きの確認	<input type="checkbox"/> 契約方法決定 （入札・プロポーザルの場合） <input type="checkbox"/> 仕様書(案)作成 <input type="checkbox"/> 参考見積 <input type="checkbox"/> 広報資料の作成	<input type="checkbox"/> 広報資料の関係機関への配布	<input type="checkbox"/> 議案提出（当初予算計上）	<input type="checkbox"/> 本契約（4月1日）
	予算				<input type="checkbox"/> （都道府県）議会上程	<input type="checkbox"/> （市区町村）議会上程
	施行細則、要綱、要領等			<input type="checkbox"/> 各事業の実施要綱・要領(案)作成	施行細則(案)作成 ※住居確保給付金の支給手続き、就労訓練事業の認定手続き等	<input type="checkbox"/> 市長説明・決裁
都道府県（広域自治体として）	<input type="checkbox"/> 県主催会議③（国会議内容説明、事例発表等）	<input type="checkbox"/> 県主催会議④（研修会）	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑤（国会議内容説明、取組状況の情報交換等）	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑥（国会議内容説明、支援体制の確認等）		
国	・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査  ・相談支援員研修（後期）	・就労支援員研修（前期）	・H27予算内示  ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査  ・就労支援員研修（後期）	・全国担当者会議②【1月上旬予定】（予算、政省令等について説明）  ・全国部局長会議  ・政省令告示の発出	・関係通知、各種手引き、事務処理マニュアルの発出  ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査	・交付要綱 発出  ・全国課長会議

## 検討課題 1 : 法の趣旨の理解

- ① 新制度の意義は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立支援を強化すること。
- ② 制度運営における目標は、ア) 生活困窮者の自立と尊厳の確保、イ) 生活困窮者支援を通じた地域づくり。
- ③ その具体的なすがた（特徴）は、ア) 包括的な支援、イ) 個別的な支援、ウ) 早期的な支援、エ) 継続的な支援、オ) 分権的・創造的な支援。
- ④ 対象者は、
  - ・ 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者）
  - ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ⑤ また、制度についての理解を深めるため、各事業の手引きや「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」等（※）の内容を確認する。

- |   |   |  |
|---|---|--|
| (※) <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業の手引き   | <input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の運営の手引き            | <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト     |
| <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業の運営に関する手引き | <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン | <input type="checkbox"/> 帳票                      |
| <input type="checkbox"/> 家計相談支援事業の運営の手引き    | <input type="checkbox"/> 就労訓練事業のモデル事業実施に関するガイドライン   | <input type="checkbox"/> 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集 |

## 検討課題2：庁内体制の構築

- ① 主管部局においては、関係部局（※）と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。このため、自治体の長など幹部への制度説明を行うことが重要。また、庁内連携のため具体的な依頼をする前に、検討課題1に掲げた理念の共有なども有用。  
（※）連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課
- ② 庁内連携には「発見」のための連携と「支援」のための連携が存在。対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当等と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう、ア) 対象者像とともに、新制度により各担当の取組も円滑化することを説明し、イ) 具体的な紹介ルールを設定。その際、個人情報取り扱いには留意する。
- ③ また、「支援」のための連携により、対象者の状態に合った包括的な支援を実現する。雇用や住宅、教育の担当など、まずは担当と支援メニューのリスト化、続いて手続や要件などの確認を行う。
- ④ 自立相談支援事業を委託方式で実施する場合には、民間の受託団体と庁内の各担当が連携できるよう、特に配慮。

### 【都道府県】

- （広域行政として）市町村の庁内連携が円滑に進むよう、都道府県内の好事例の提供などを行うことが望ましい。
- （実施主体として）早期発見等には、町村との連携が不可欠。こうした点について理解を得るため、幹部を含め町村に説明し、町村内での連携も確保いただく。

### 【町村】

- 対象者の早期発見や支援のためには、町村の役割も重要。庁内において、国民健康保険や年金の担当等と連携体制を構築するとともに、各町村における高齢者や障害者などに係る独自施策との連携も図る。

## 検討課題3：実施方法の検討

- ① まず、施行までのスケジュールと準備事項を確認。
- ② 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。
- ③ 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられる。  
※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。
- ④ 自立相談支援事業を委託する場合は、包括的な支援が可能であるか、就労に向けた支援が期待できるか（逆に支援内容が就労支援に偏らないか）、などに特に留意。
- ⑤ 本制度においては、ア) 適切なアセスメントに基づく支援プランの作成、イ) 支援調整会議による調整、ウ) 自治体による支援決定、が行われる。こうした、いわゆる支援プロセスを確認し、支援調整会議のあり方についても検討。
- ⑥ 対象者の状態に合わせた包括的・効果的な支援を行うためには、就労の場づくりなどの出口づくりが重要。例えば、モデル事業実施自治体の先行的な取組も参照し、地域の実情に合わせ、就労準備支援事業、家計相談支援事業等の任意事業の実施を積極的に検討。
- ⑦ 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

## 検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- ① 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。  
(自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図ることが重要。)
  - ② 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
  - ③ このほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を構築。  
まずは、関係機関をリスト化し、加えて当該リストを一つひとつ着実に充実していく。
  - ④ この場合も、ア) 対象者の早期発見のための連携、イ) 対象者の状態に合った包括的な支援のための連携、という2つの視点から検討。
  - ⑤ 民生委員のほか、自治会、ボランティアといったインフォーマル部門やライフライン事業者なども、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。
  - ⑥ 住民説明のほか、関係機関とのネットワークを広げていくため、チラシやパンフレットなどの広報資料を作成し、関係機関に配布・説明する。
- ※ 以上の取組を進めるため、関係者が集まる協議の場を設定。その際、既存の協議会の活用も検討。このような「協議の場」が制度実施後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

# 平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体

(H26.9.9現在)

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
1	北海道	北海道	4月	○	○	-	-	-	-
2		札幌市	4月	○	○	○	○	-	-
3		小樽市	11月	○	-	-	-	-	-
4		旭川市	4月	○	○	○	-	○	-
5		室蘭市	10月	○	-	-	-	-	-
6		釧路市	4月	○	○	○	-	-	-
7		帯広市	7月	○	-	-	-	-	-
8		北見市	10月	○	○	-	-	-	-
9		岩見沢市	4月	○	○	○	-	○	-
10		網走市	10月	○	-	-	-	-	-
11		稚内市	4月	○	-	-	-	-	-
12		富良野市	10月	○	-	-	-	-	-
13		北広島市	10月	○	-	-	-	-	-
14	青森県	青森県	4月	○	○	-	-	-	-
15		五所川原市	7月	○	-	-	-	-	-
16	岩手県	岩手県	4月	○	○	○	○	-	-
17		大船渡市	10月	○	-	-	-	-	-
18		花巻市	4月	○	○	-	○	-	-
19		北上市	10月	○	○	-	○	-	-
20		遠野市	10月	○	-	-	○	-	-
21		一関市	10月	○	-	-	○	-	-
22	二戸市	4月	○	-	-	-	-	-	
23	宮城県	宮城県	4月	○	○	○	-	-	-
24		仙台市	4月	○	○	-	-	-	-
25		岩沼市	4月	○	-	-	-	○	-
26		東松島市	4月	○	-	-	-	-	-
27	秋田県	湯沢市	4月	○	○	○	-	○	-
28	山形県	山形県	6月	○	-	-	-	-	-
29		山形市	4月	○	-	-	-	-	-
30		米沢市	4月	○	○	-	-	-	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
31	福島県	福島県	4月	○	-	-	-	-	-
32		福島市	10月	○	-	-	-	-	-
33		会津若松市	4月	○	○	-	-	-	-
34		郡山市	10月	○	-	-	-	-	-
35		須賀川市	10月	○	-	-	-	-	-
36	茨城県	茨城県	6月	○	-	-	-	-	-
37	栃木県	栃木県	4月	○	○	○	○	○	-
38		宇都宮市	6月	○	-	-	-	○	-
39		栃木市	4月	○	-	-	-	○	-
40		日光市	4月	○	-	-	-	○	-
41	群馬県	群馬県	5月	○	-	-	-	-	-
42		前橋市	4月	○	-	-	-	○	-
43	埼玉県	埼玉県	11月	○	○	○	○	○	○
44		さいたま市	5月	○	○	-	○	-	-
45		川越市	4月	○	-	-	○	-	-
46		越谷市	6月	○	-	-	-	-	-
47		所沢市	10月	○	-	-	-	-	-
48		戸田市	10月	○	-	-	○	-	-
49	和光市	7月	○	○	-	○	-	-	
50	千葉県	千葉県	10月	○	-	-	-	-	-
51		千葉市	4月	○	○	-	○	-	-
52		船橋市	4月	○	-	-	-	-	-
53		野田市	4月	○	-	-	○	○	-
54		佐倉市	4月	○	○	-	○	-	-
55		柏市	4月	○	○	-	○	-	-
56		鴨川市	4月	○	-	-	-	-	-
57		富津市	4月	○	-	-	-	-	-
58		浦安市	5月	○	-	-	-	-	-
59		香取市	4月	○	○	-	○	-	-
60	八街市	10月	○	-	-	-	-	-	

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
61	東京都	港区	1月	○	○	-	○	-	-
62		新宿区	9月	○	-	-	-	-	-
63		世田谷区	4月	○	○	-	○	-	-
64		豊島区	6月	○	-	-	-	-	-
65		北区	10月	○	○	-	○	-	-
66		練馬区	4月	○	-	-	○	-	-
67		足立区	4月	○	○	○	○	-	○
68		葛飾区	4月	○	-	-	-	-	-
69		国分寺市	4月	○	-	-	-	○	-
70		国立市	4月	○	-	-	○	-	-
71	狛江市	10月	○	○	-	-	-	-	
72	東大和市	6月	○	○	-	○	-	-	
73	清瀬市	6月	○	-	-	-	-	-	
74	神奈川県	神奈川県	4月	○	-	-	-	-	-
75		横浜市	4月	○	○	○	○	-	-
76		川崎市	4月	○	-	-	○	-	-
77		相模原市	4月	○	○	○	-	-	-
78	藤沢市	11月	○	○	-	○	○	-	
79	新潟県	新潟県	4月	○	○	-	○	-	-
80		新潟市	5月	○	○	-	○	-	-
81		長岡市	6月	○	○	-	○	-	-
82		柏崎市	4月	○	○	-	○	-	-
83		燕市	4月	○	○	-	-	-	-
84		妙高市	4月	○	-	-	-	-	-
85		上越市	4月	○	○	-	○	-	-
86		魚沼市	4月	○	-	-	-	-	-

 = H25～モデル事業実施

※ 事業開始時期は、自立相談支援事業の開始時期を記載している。  
 ※ 任意事業については、本モデル事業以外の事業により、類似の取組を行っている自治体もある。

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
87	富山県	富山県	4月	○	○	○	-	-	-
88		高岡市	10月	○	-	-	-	-	-
89		氷見市	4月	○	-	-	○	-	-
90		砺波市	10月	○	-	-	○	-	-
91		小矢部市	11月	○	-	-	-	-	-
92		射水市	10月	○	-	-	-	-	-
93	石川県	石川県	10月	○	-	-	-	-	-
94		金沢市	10月	○	-	-	-	-	-
95		七尾市	10月	○	-	-	-	-	-
96		小松市	4月	○	○	-	-	○	-
97		加賀市	10月	○	-	-	-	-	-
98		かほく市	10月	○	-	-	-	-	-
99		白山市	4月	○	-	-	○	-	-
100		能美市	10月	○	-	-	-	-	-
101		野々市市	1月	○	-	-	-	-	-
102	福井県	福井県	4月	○	○	-	-	○	-
103	山梨県	山梨市	4月	○	-	-	-	-	-
104	長野県	長野県	4月	○	-	-	-	-	-
105		長野市	4月	○	-	-	-	-	-
106		松本市	4月	○	-	-	-	-	-
107		上田市	4月	○	-	-	-	-	-
108		飯田市	4月	○	-	-	-	-	-
109		伊那市	4月	○	-	-	-	-	-
110	大町市	4月	○	-	-	-	-	-	
111	岐阜県	岐阜県	4月	○	○	○	○	○	○
112		各務原市	4月	○	-	-	-	-	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
113	静岡県	静岡県	10月	○	-	-	-	-	-
114		静岡市	6月	○	○	-	-	○	-
115		浜松市	4月	○	○	-	○	-	-
116		富士宮市	4月	○	○	-	○	-	-
117		御殿場市	6月	○	-	-	○	-	-
118		掛川市	7月	○	-	-	○	-	-
119		愛知県	愛知県	4月	○	-	-	-	-
120		愛知県	名古屋市	6月	○	○	○	○	-
121	岡崎市		4月	○	-	-	-	○	-
122	安城市		4月	○	○	○	-	○	-
123	高浜市		4月	○	-	-	-	-	○
124	みよし市		4月	○	-	-	○	-	-
125	長久手市		4月	○	-	○	-	-	-
126	三重県		三重県	7月	○	-	-	-	-
127		四日市市	4月	○	○	-	-	-	-
128		伊勢市	4月	○	○	○	-	○	-
129		桑名市	1月	○	-	-	-	-	-
130		名張市	4月	○	○	○	○	○	-
131		志摩市	6月	○	○	○	○	-	-
132	伊賀市	4月	○	○	○	○	○	-	
133	滋賀県	滋賀県	4月	○	○	○	-	○	○
134		大津市	4月	○	-	-	○	○	-
135		彦根市	4月	○	○	-	-	-	-
136		近江八幡市	4月	○	○	-	○	-	-
137		草津市	4月	○	○	-	○	○	○
138		栗東市	10月	○	-	-	○	○	-
139		甲賀市	4月	○	-	-	-	-	-
140		野洲市	4月	○	-	-	○	○	○
141		高島市	10月	○	-	-	○	-	○
142		東近江市	4月	○	-	-	○	○	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業					
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他	
143	京都府	京都府	4月	○	○	-	-	-	-	
144		京都市	5月	○	-	-	-	-	-	
145		福知山市	10月	○	○	-	-	-	-	
146		舞鶴市	10月	○	-	-	-	-	-	
147		綾部市	4月	○	-	-	-	-	-	
148		宇治市	10月	○	-	-	-	-	-	
149		宮津市	4月	○	-	-	-	-	-	
150		亀岡市	4月	○	-	-	-	-	-	
151		城陽市	10月	○	-	-	-	-	-	
152		向日市	10月	○	-	-	-	-	-	
153		長岡京市	4月	○	-	-	-	○	-	
154		八幡市	10月	○	○	-	-	-	-	
155		京田辺市	6月	○	-	-	-	○	-	
156		京丹後市	4月	○	○	○	○	○	○	
157		南丹市	6月	○	-	-	-	-	-	
158		木津川市	10月	○	-	-	-	-	-	
159		大阪府	大阪府	4月	○	○	○	○	-	-
160			大阪市	4月	○	○	-	○	○	-
161	堺市		4月	○	-	-	○	-	-	
162	豊中市		4月	○	○	○	○	-	-	
163	泉大津市		10月	○	-	-	-	○	-	
164	高槻市		7月	○	○	-	-	-	-	
165	茨木市		4月	○	○	-	-	-	-	
166	八尾市		6月	○	-	-	-	-	-	
167	箕面市		4月	○	○	-	○	○	-	
168	柏原市		4月	○	○	-	○	-	-	
169	羽曳野市		12月	○	-	-	-	-	-	
170	門真市		4月	○	-	-	-	-	-	
171	藤井寺市		4月	○	-	-	-	-	-	
172	交野市		10月	○	-	-	-	-	-	
173	大阪狭山市		10月	○	-	-	-	-	-	

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
174	兵庫県	兵庫県	6月	○	○	○	-	-	-
175		神戸市	4月	○	○	-	-	-	-
176		姫路市	4月	○	○	-	-	○	-
177		明石市	4月	○	-	-	○	-	-
178		豊岡市	4月	○	-	-	-	-	-
179	奈良県	奈良県	4月	○	-	-	-	-	-
180		奈良市	4月	○	○	-	-	-	-
181	和歌山県	和歌山県	6月	○	○	○	-	-	-
182		海南市	10月	○	-	-	-	-	-
183		橋本市	10月	○	-	-	-	-	-
184		田辺市	7月	○	○	○	-	-	-
185	鳥取県	鳥取県	4月	○	○	-	-	○	○
186	島根県	島根県	4月	○	○	○	○	-	○
187		浜田市	8月	○	-	-	-	-	-
188		出雲市	8月	○	-	-	-	-	-
189		美郷町	4月	○	-	-	-	-	-
190	岡山県	岡山市	4月	○	-	○	○	○	-
191		倉敷市	10月	○	-	-	-	-	-
192		総社市	4月	○	-	-	○	○	-
193	広島県	広島市	6月	○	-	-	-	-	-
194		福山市	11月	○	-	-	-	-	-
195		廿日市市	10月	○	-	-	-	-	-
196	山口県	山口県	4月	○	-	-	-	-	-
197		下関市	6月	○	○	-	○	○	-
198		山口市	4月	○	○	○	○	-	○
199		長門市	4月	○	○	-	○	-	-
200		周南市	4月	○	○	-	-	-	○
201	徳島県	徳島県	4月	○	○	○	○	-	-
202		美馬市	7月	○	○	○	○	-	-
203	香川県	高松市	6月	○	○	-	-	-	-
204		丸亀市	4月	○	○	○	○	○	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
205	愛媛県	今治市	4月	○	-	-	-	-	-
206		八幡浜市	4月	○	-	-	○	-	-
207		宇和島市	7月	○	-	-	-	-	-
208	高知県	高知県	4月	○	○	-	○	○	-
209		高知市	4月	○	-	-	-	○	-
210		室戸市	4月	○	○	-	-	○	-
211		安芸市	4月	○	-	-	-	-	-
212		南国市	4月	○	-	-	-	-	-
213		土佐市	4月	○	-	-	-	-	-
214		須崎市	4月	○	-	-	-	-	-
215		土佐清水市	4月	○	-	-	-	-	-
216		香南市	4月	○	-	-	-	○	-
217	福岡県	福岡県	4月	○	-	○	-	-	-
218		北九州市	6月	○	○	-	○	-	-
219		福岡市	4月	○	-	-	-	-	-
220		小郡市	10月	○	-	-	-	-	-
221		筑紫野市	4月	○	○	-	-	-	-
222		うきは市	7月	○	○	-	○	○	-
223		糸島市	11月	○	-	-	-	-	-
224	佐賀県	佐賀県	8月	○	○	-	○	○	-
225		佐賀市	4月	○	○	○	-	○	-
226	長崎県	長崎県	6月	○	-	-	-	○	-
227		長崎市	4月	○	-	-	○	-	-
228		佐世保市	4月	○	-	-	-	-	-
229	壱岐市	10月	○	-	-	-	-	-	
230	熊本県	熊本県	4月	○	-	-	-	-	-
231		熊本市	4月	○	○	-	-	○	-
232		水俣市	4月	○	-	-	-	-	-
233		菊池市	4月	○	○	-	○	-	-
234		宇土市	6月	○	-	-	-	-	-

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
235	大分県	大分県	4月	○	○	-	○	-	-
236		大分市	6月	○	○	-	○	-	-
237		中津市	6月	○	-	-	-	-	-
238		日田市	10月	○	○	○	-	-	-
239		臼杵市	4月	○	○	○	○	-	○
240		津久見市	4月	○	-	-	-	-	-
241		竹田市	7月	○	○	-	○	○	-
242		杵築市	10月	○	-	-	-	-	-
243		宇佐市	10月	○	-	-	-	-	-
244		宮崎県	宮崎県	5月	○	-	-	-	-
245	宮崎市		6月	○	-	-	-	-	-
246	都城市		7月	○	-	-	-	-	-
247	延岡市		10月	○	-	-	-	-	-
248	日南市		12月	○	-	-	-	-	-
249	日向市	12月	○	-	-	-	-	-	
250	鹿児島県	鹿児島県	6月	○	-	-	-	-	-
251		鹿児島市	10月	○	-	-	-	-	-
252	日置市	4月	○	○	-	-	-	○	
253	沖縄県	沖縄県	4月	○	○	-	-	-	-
254		うるま市	4月	○	○	-	-	-	-
計				254	100	38	80	50	15

計 254 団体

- ・道府県 40
- ・指定都市 20
- ・中核市 24
- ・一般市、区 169
- ・町 1

# 【野洲市】市民相談総合推進委員会設置要綱（抄）

## （協議事項）

第2条 委員会は、市民相談に関する次に掲げる事項について協議する。

- （1）問題の解決のためのネットワーク形成及び具体的な対応策に関すること。
- （2）啓発活動に関すること。
- （3）委員の知識習得、相談対応、支援策等の技術向上に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、問題解決のために必要と認められること。

## （組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市民部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## （庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民部市民生活相談課において処理する。

## 別表(第3条関係)

政策調整部 企画調整課職員

総務部 人事課職員

総務部 人権施策推進課職員

総務部 人権センター職員

総務部 野洲地域総合センター職員

総務部 市民交流センター職員

総務部 税務課職員

市民部 生活安全課職員

市民部 協働推進課職員

市民部 市民生活相談課職員

健康福祉部 社会福祉課職員

健康福祉部 障がい者自立支援課職員

健康福祉部 地域生活支援室職員

健康福祉部 こども課職員

健康福祉部 子育て家庭支援課職員

健康福祉部 家庭児童相談室職員

健康福祉部 高齢福祉課職員

健康福祉部 健康推進課職員

健康福祉部 保険年金課職員

都市建設部 住宅課職員

環境経済部 環境課職員

環境経済部 商工観光課職員

環境経済部 上下水道課職員

教育委員会 教育総務課職員

教育委員会 学校教育課職員

教育委員会 人権教育課職員

教育委員会 生涯学習スポーツ課職員

野洲市地域包括支援センター職員

野洲市子育て支援センター職員

ふれあい教育相談センター職員

野洲市発達支援センター職員

# 【高知市】総合相談窓口の運営体制

## 運営協議会

- 代表(市健康福祉部長)
- 副代表(市社協事務局長)
- 事務局長(市職員兼務)
- 事務局次長(市社協職員兼務)
- 構成団体
  - 高知市
  - 高知市社会福祉協議会
  - ハローワーク高知
  - こうち若者サポートステーション

実施体制の運用管理, 円滑な支援に向けた組織体制管理

運用管理

事業報告

## 高知市生活支援相談センター

センター長

副センター長

相談・支援担当①

相談・支援担当②

相談・支援担当③

相談・支援担当④

相談・支援担当⑤

経理・庶務担当

スタッフ, 事務職は運営協議会が雇用する職員  
センター長は市職員が兼務  
副センター長は市社協職員が兼務

支援調整会議の調整  
対象者本人と協働し支援プラン(案)の策定  
関係機関のネットワークづくり  
社会資源の開発  
支援終了後における見守りやフォローアップ  
帳票管理, データベース

会議調整・  
評価報告

プラン決定

連携・調整

## 高知市社会福祉協議会

## 支援調整会議体制

- 高知市 ●市社協
- 市民児協連合会 ●ハローワーク高知
- こうち若者サポートステーション
- 高知県医療ソーシャルワーカー協会
- 対象者本人(必要に応じて)

センターが策定した支援プラン(案)の協議, 調整, 確認を行う

支援決定については市が行う  
支援プランの見直し  
支援の実施, 評価  
社会資源の開発等

## 支援実施機関

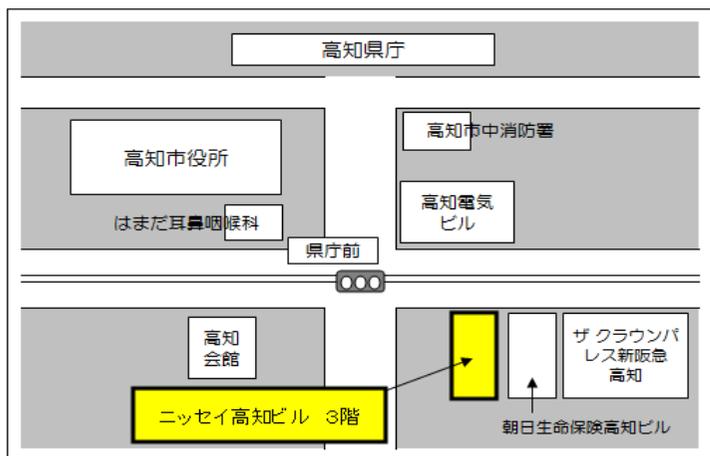
- 高知市 ●市社協
- ハローワーク高知
- こうち若者サポートステーション
- その他のサービス提供事業者

決定した支援プランに基づき支援を実施

支援開始

連携・調整・報告

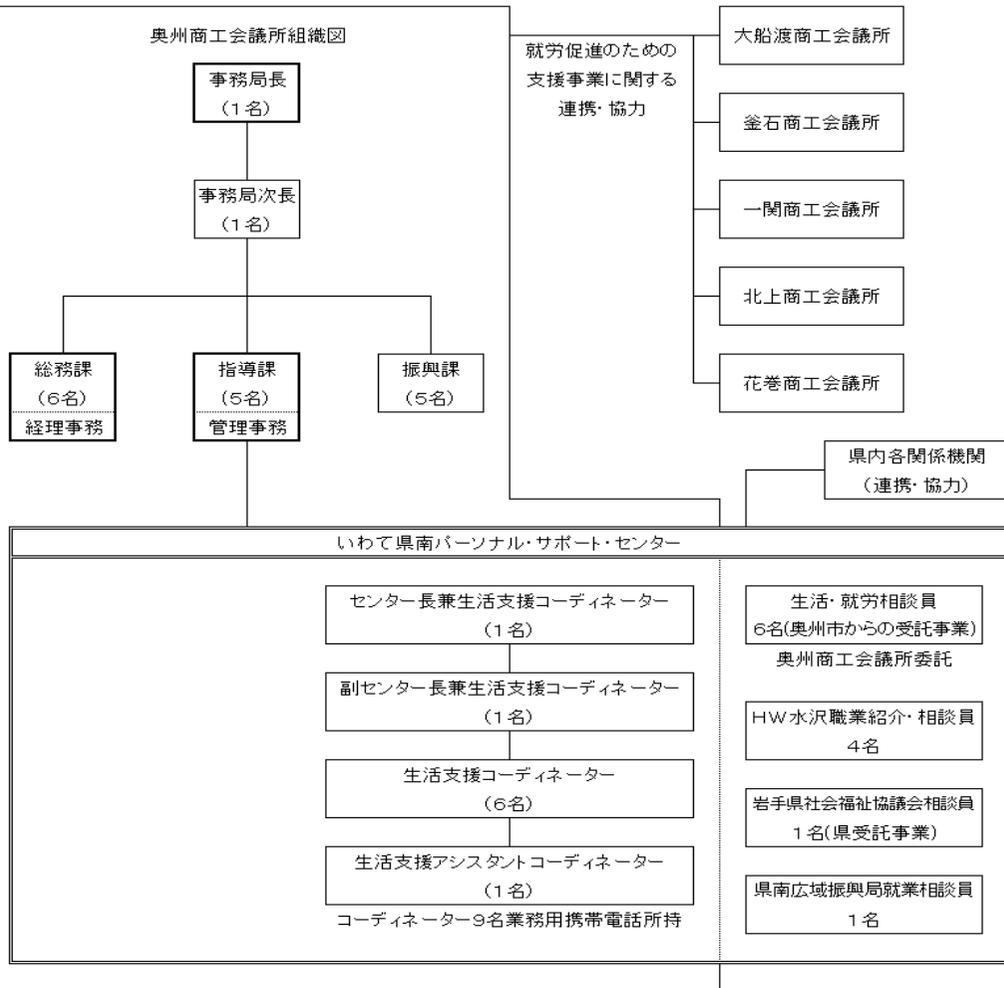
## ○ 総合相談窓口の開設場所



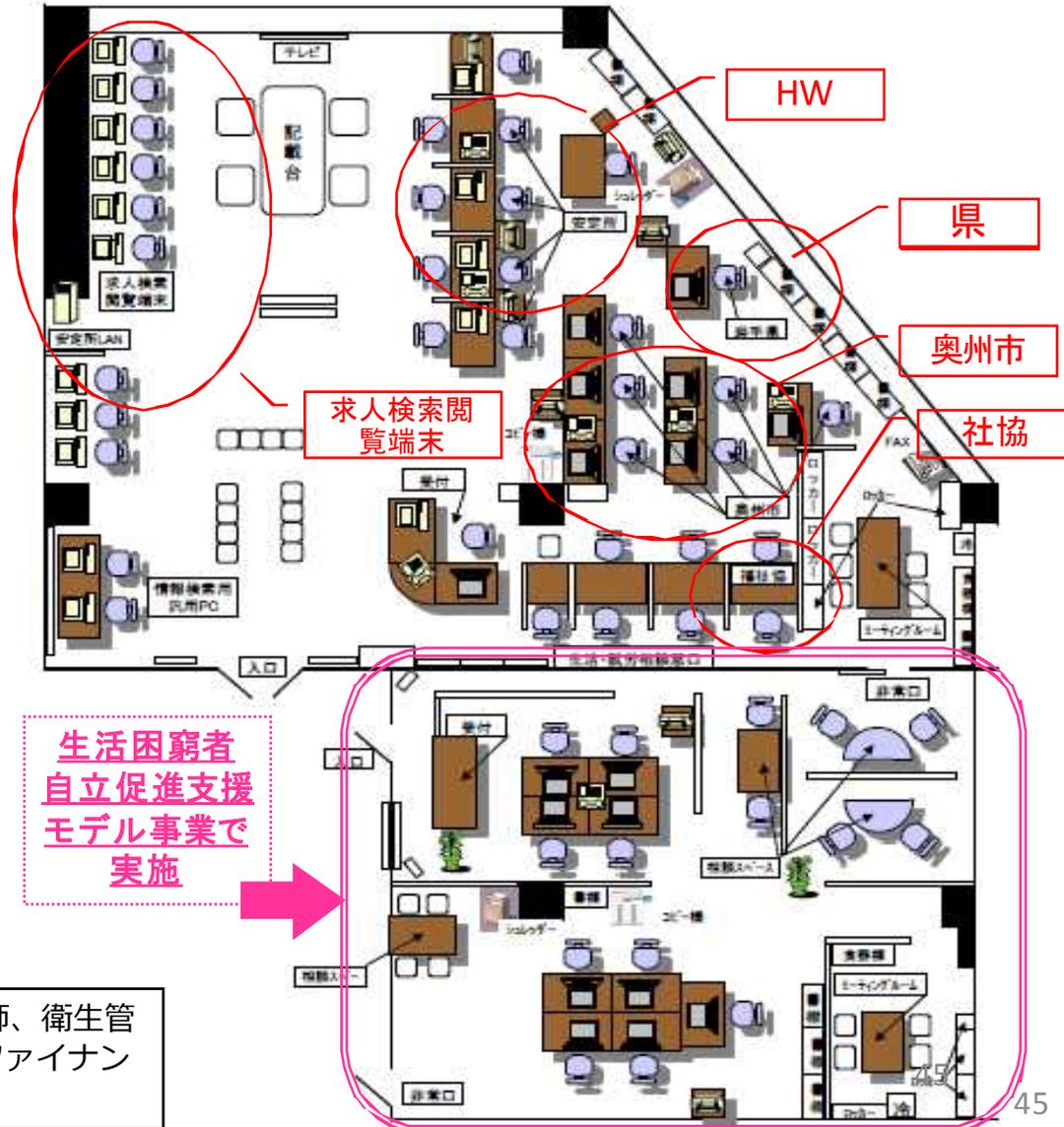
# 【岩手県】いわてパーソナル・サポート・センターの体制図

- 自立相談支援事業を奥州商工会議所に委託。※奥州商工会議所はこれまでパーソナル・サポート・サービス事業を実施してきた実績をもつ。
- 県とハローワーク（HW）との一体的実施の協定締結、奥州市の緊急雇用創出事業の活用など、既存の取組とモデル事業との連携を図っており、センター内には自立相談支援事業の相談支援員のほか、HWや社会福祉協議会の職員も配置。これにより、生活や就労に関する相談を包括的にコーディネート。

## 奥州商工会議所組織図



## センター内レイアウト



○相談支援員等の職員については、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、衛生管理者、キャリアカウンセラー、キャリアコンサルタント、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーなどの有資格者を配置している。

# 【長野県】 パーソナル・サポート・モデル事業連絡会参集団体・機関

(2013年7月1日)

分野	国関係機関	県関係機関	市町村関係	社会福祉関係団体	経営者団体	関係団体	PS事業支援ネットワーク団体	県労福協関係
県連絡会	長野労働局職業安定課 長野公共職業安定所	長野県企画部 人権・男女共同参画課、消費生活室、県民協働・NPO課、次世代サポート課 長野県総務部税務課 長野県健康福祉部 健康福祉政策課、地域福祉課、健康長寿課、介護支援室、障害者支援課、子ども・家庭課 長野県商工労働部 労働雇用課、人材育成課 長野県観光部国際課 長野県建設部住宅課 長野県精神保健福祉センター	長野市産業政策課 長野市厚生課 松本市労政課 松本市障害・生活支援課 上田市雇用促進室 上田市福祉課 飯田市産業振興支援課 飯田市福祉課	長野県社会福祉協議会 長野県民生児童委員協議会	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 長野県NPOセンター 生活底上げ実現長野県連絡会	(株)コミュニケーションズ・アイ 企業組合 労協ながの 反貧困ネットワーク信州	労福協政策委員会 長野県暮らしサポートセンター
長野地域連絡会	長野公共職業安定所 長野障害者職業センター	長野県北信労政事務所 長野県長野地方事務所 商工観光課 長野県長野保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策 主管課(室) (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 長野市保健所	市町村社会福祉協議会 (長野市、須坂市、千曲市) 市町村民生児童委員協議会 (長野市、須坂市、千曲市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	ながの若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 長野圏域障害者総合支援センター 長野県NPOセンター 社団法人長野県社会福祉士会	労働組合LCCながの NPO法人ホットラインながの 長野県高齢者生活協同組合 ながのコスモスの会 反貧困ネット長野 NPO法人エリアネット更埴	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
松本地域連絡会	松本公共職業安定所	長野県中信労政事務所 長野県松本地方事務所 商工観光課 長野県松本保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課 長野県若年者就業サポートセンター	市民生・雇用対策 主管課(室) (松本市、塩尻市、安曇野市)	市町村社会福祉協議会 (松本市、塩尻市、安曇野市) 市町村民生児童委員協議会 (松本市、塩尻市、千曲市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 中小企業診断協会長野県支部	しおじり若者サポートステーション 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 松本圏域障害者総合相談支援センター	生存を支える会 NPO法人ユニオンサポートセンター NPO法人ジョイフル SOSネットワークすわ NPO法人キャリアサポート NPO法人てくてく NPO法人夢トライ工房	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
上田地域連絡会	上田公共職業安定所	長野県東信労政事務所 長野県上小地方事務所 商工観光課 長野県上田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策 主管課(室) (上田市、東御市)	市町村社会福祉協議会 (上田市、東御市、小諸市) 市町村民生児童委員協議会 (上田市、東御市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	若者サポートステーション・シナノ 長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 上小圏域障害者総合支援センター 佐久障害者相談支援センター	SOSネットワーク 反貧困・ひだまりネット 佐久こどもサポートセンター NPO法人待学園スクオーラ・今人	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター
飯田地域連絡会	飯田公共職業安定所	長野県南信労政事務所 長野県下伊那地方事務所 商工観光課 長野県飯田保健福祉事務所 健康づくり支援課、福祉課	市民生・雇用対策 主管課(室) (飯田市)	市町村社会福祉協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市) 市町村民生児童委員協議会 (飯田市、伊那市、駒ヶ根市)	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	長野県弁護士会 長野県司法書士会 生活底上げ実現長野県連絡会 飯伊圏域障害者総合支援センター 上伊那圏域障害者総合支援センター	SOSネットワーク(上伊那) NPO法人キャリアサポート NPO法人くらりnet NPO法人いいだ元気塾 NPO法人生活応援ネットス キップ 一般社団法人南信州ここに	地区労福協 地区暮らしサポートセンター ジョブながの地区センター

※ 第1回関東・信越ブロック「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当者会議(平成25年9月3日開催)における長野県提出資料を基に作成。